

# 政策資料

No.246

《復刊141号》  
1987年3月1日

巻頭言 伊藤茂 .....1

## 特 集

### I 1987年度政府予算案の分析と批判

〈総論〉

1987年度予算案の性格と問題点 .....2

〃 地方財政対策の基本問題 .....10

〈各論〉 1987年度各省予算の問題点

●防衛関係予算 .....26

●社会保障関係予算 .....32

●労働関係予算 .....38

●文教関係予算 .....43

●通商産業関係予算 .....46

●農林水産関係予算 .....48

●建設・国土関係予算 .....51

●運輸関係予算 .....54

●郵政関係予算 .....56

- 科学技術関係予算 .....58
- 環境保全関係予算 .....60
- 経済協力関係予算 .....62

## 特 集

### II 税制改革について

●「売上税」を批判する .....64

●自民党の「税制改革のQ & A」に対する  
10の緊急反論 .....67

## 〈資 料〉

●円相場急騰対策に関する申し入れ .....71

日本社会党政策審議会



## クレイジー・ジャパン の改造

伊藤茂

政策審議会長

茂

政府予算案の問題点や野党共同の修正案の構想など勉強をしながら、いまの日本は余りにおかしい——クレイジーと言つていい程ゆがんだ社会状況がひろがつてゐるのではないか、と考えさせられる。

一年前、ある経済雑誌に「悲しき経済大国日本」という特集があり、世界ナンバーワンの金持ち——先進国の中では貧しい生活と社会についての諸指標が書いてあつた。その後、日本の一人当たりGDPは一万六三六〇ドル、アメリカの一万六〇五〇ドルをぬいて世界ナンバーワンになつた。一昨年末、対外純資産でナンバーワンになつたが、それに続く変化である。

宮崎義一さんの好著『世界経済』をどう見るか』のなかに「日本の一人当たり実質賃金は、一九八〇年にはヨーロッパのそれを超え、アメリカの八六%程度まで接近し、さらに二〇〇〇年には確実にアメリカの一人当たり実質賃金を上回ることになるであろう」と書かれてゐるが、宮崎さんが円のドル価格が高まれば「その時期はずっと早まることがある」と指摘されてゐることは目の前になつてゐる。もちろん「実質購買力は別にしてドル計算では」の話である。

それでもこれら世界ナンバーワンの指標と日々の勤労者の現実の暮らしの間の大きなギャップに鋭い矛盾を感じることはほとんどないまま、社会は動いている。

最近、通産省のお声がかりで「土地や食糧の安いスペインで年金生

活を」というキャンペーンが行われている。政府はどこよりも懐しく大切な自分の国、日本で安心して年金生活をするための努力をあきらめたということか、と心配になる。

あなたは世界一の高賃金と言われて「?」という不思議な思いをするのが普通かもしれない。しかし「これはおかしい」「政治も社会も変えなければ」と真剣に考えてもらわないと、世界から見たら日本人の人間もクレイジーと見られてしまうかも知れない。しかし、減税といって大増税をやり、平和主義者と自称しながら大軍拡をやる、そんな首相に一日も早くやめてもらわなければどうにもならない。

つたにしても固定資産税が払えないからたちまち追い出されてしまふ。まさにクレイジーである。しかしそんな現象はこの二〇年くらいの間にだんだんひどくなつてきただことで、昔は正常だったのであ

(いとうしげる・衆議院議員)

# 特集

## I 一九八七年度政府予算案の分析と批判

△総論△

### 一九八七年度政府予算案の性格と問題点

#### 一、経済も国民もない超緊縮予算

ら、政府予算案の主要な問題を以下の七点について指摘する。

はじめに

一九八七年度の政府予算案は、当面する深刻な円高不況・雇用失業問題に冷たく対応し、ながら産業構造転換をめざすものとなつておる、平和と生活向上・国際社会に貢献する日本を願つてゐる多くの国民にとって、重大段階を画するものとなつてゐる。軍事費の対G

N P比一%枠突破によつて歯止めなき軍拡時代を指向するものとなつており、大型間接税・売上税の導入とマル優廃止によつて増税元年ともいうべき段階を強行しようとしている。さらに今日の円高不況・産業構造変化・雇用・失業問題は内需を重点とした経済政策

と世界経済における日本のありかたの転換を迫つてゐるにもかかわらず、それに積極的に対応する姿勢をもたないばかりか、異常な円高をテコにして前川レポートをベースにした産業構造転換を強行しようとしている。経済の激変のなかでの勤労者の不安と痛みにただ傍観するのみ、というべき内容の予算案になつてゐる。

政府予算案はその本質において、中曾根首相の「戦後政治の総決算路線」の危険性を集中的に表現したものであり、日本の戦後史における重大な転換の軌道を敷こうとするものといわなければならぬ。それだけに一九八七年度予算をめぐる国会内外のたたかいは戦会談でも、この経済危機に効果的に対応する積極財政への転換を申し入れてきた。重大な

政府予算案は前年度当初予算比〇・〇二%増の五四兆一〇一〇億円、国債費を除く一般歳出は〇・〇〇二%減の三二兆五八三四億円という三二年ぶりの超緊縮予算である(表1)。一方日本経済の状況はどうであろうか。八五年九月のG5 いらいの急激かつ大幅な円高によつて日本経済の成長率は大きくダウントし、一九八六年度も政府見通しの実質四%を下回つて、三%もむずかしくなつてゐる。そして構造不況産業・円高不況産業の危機が深刻化し、さらに企業の海外進出、空洞化を加速して深刻な雇用・失業問題がひろがつてゐる。失業率は三%を超えて二〇〇万人失業時代は確実と予想されている。

わが党は昨年末の予算編成についての党首会談でも、この経済危機に効果的に対応する積極財政への転換を申し入れてきた。重大な

転換期に立つ一九八七年度予算の基本性格を明確にすること——従来どおりの緊縮・消極財政ならば日本経済は中期的に低迷し冷えこんだ景気におちこむであろうし、ここで積極財政に転換すれば四%台の中成長を可能にする、という判断である。しかし政府は超緊縮の予算を編成しただけでなく、大軍拡・大増税への道を選択した。政策判断として最悪の道といわなければならぬ。そういう意味でわれわれは政府案を「増税・軍拡・円高不況と失業傍観予算」と指摘しているのである。

われわれの主張は、内需拡大を中心とした積極型予算とし、円高による経済危機打開・雇用安定に積極的に対応する予算とすることである。その柱は、国民生活向上と消費の拡大、福祉型都市づくりと社会資本充実を中心とした新しい公共事業、平和と軍縮をめざす財政、それらを踏まえた国際金融政策・為替の安定であることはいうまでもない。国会審議が始まる前に、円レートが予算の前提条件である一六三円から一五〇円へと一〇円も高騰しているのも政府予算案の政策的なもろさを示している。

そのためには財政の中期路線を大きく転換させなければならない。日本経済の安定的発展のために求められる財政路線からすれば、誰の目にも実現不可能な「昭和六五年度赤字公債依存脱却」を実現可能な路線に再構築し

なければならない。それを回避した予算は、財政当局（大蔵省）の視点のみがあつて経済における円高不況・構造転換の深刻な痛みも、一人当たりG.N.P.が一万六〇〇〇ドルを超える世界一の水準になつたのに国民生活は不安にさらされていることも、全くかえりみることのないもの、といつて言いすぎではない。

主要民間調査機関の一九八七年度経済見通しが、一～二%台に止まっていることにもみられるように、政府経済見通しの実質三・五%、名目四・六%は達成不可能な目標である（表2）。売上税やマル優廃止、パワー不足の公事業のなかで内需で四%の伸びが可能なのか、外需がマイナス〇・五%に止まるのか極めてあいまいである。これを決定した経済関係閣僚会議でも相ついで疑義が出されたといふのも当然のことであろう。

このような予算の基本政策をみると、政策論として全く失敗であり、中曾根政治の矛盾が集中的に表現されていると思う。

## 二、新たな大増税の時代へ ——税制改悪

そして今回の一律二〇%分離課税である。

一兆円程度の収支が見込まれる不公平税制は正（社会党案では、利子少額非課税貯蓄七・五兆円の悪用分で税収七〇〇〇億円、二〇%源泉課税悪用分五・八兆円改革で六三〇億円、郵貯悪用分で二八〇〇億円、合計一兆四三〇

が、その内容は大改悪ともいべきものとなつてゐる。中曾根首相は税制改革の目標を公平・公正・簡素・選択・活力という五つの標準で表現してきたが、国会に提出された税制改革七法案をみると皮肉なことに五つの標準のすべてに相反するものとなつてゐる。

第一に不公平を温存するばかりか、逆に新たなる不公平をつくり出していることである。

われわれが指摘してきた明確な不公平——企業税制における各種引当金、準備金などの特別措置は経済実態とかけ離れており、それを是正すればそれぞれ千億円単位の税収が見込まれているのにほとんど手がつけられていなさい。

利子配当所得についての課税の適正化、限度管理の徹底についても長期にわたる国会の論議が積み重ねられてきたのに、その経過を無視した結果になつてゐる。与野党一致して限度管理の徹底、不正使用しめ出し、総合課税のためにグリーンカード制を決定し、その準備作業が行なわれたのに、一度も実施されないうちに廃案とした。

——そのゆくえはすべての国民の関心の的になつてゐる。昨年一二月二三日、自民党税制調査会、政府税制調査会はその答申を発表した

億円）の提案を強引に押しつぶし、不公平を温存したまま庶民の貯金から一兆六〇〇〇億円を收奪しようとしている。大企業の法人税率は六%近く引き下げるのに中小零細企業は三%の引き下げに止まっているのも、公平とはいえないものである。

第二に公正どころか極めてアン・フェアの内容になっている。中堅サラリーマンの所得税減税を重点にした改革である、といまなお中曾根首相は発言しているがとんでもない話であり、それは「法人税減税は個人に還元される」という「仮空の前提」をおいている。大部分のサラリーマンは増税になることは事実として明白なのである。さらに総合課税を骨ぬきにした累進緩和は高所得者層に大きなメリットを生むことになる。

マル優の廃止によって九〇〇万円の限度枠の貯金をしていた人は新たに七〇八万円の税金が課せられるのに、一億円の貯蓄をもつ人は従来の三五%の分離課税が一律二〇%になると七〇円以上もトクをすることになるのも不公正の典型的な事実である。

第三には簡素化でなく複雑な矛盾と混乱が発生することになる。売上高一億円以下の非課税業者と五一種の非課税項目をつくったことによつて中曾根首相は「大型間接税は導入しない」との公約違反ではない、としているが、売上税にたいする関係業界からの批判は

爆發的状況を迎えている。一億円以下の業者の場合、流通中間段階の業者は、排除される不安、前段階の課税分をどうするのかなど複雑な問題が発生しており、非課税品目についてもたとえば食品の場合に包装などの課税品との関係、セット商品の扱いなどさまざまの矛盾が発生している。現実は簡素どころか複雑であり、混乱をひきおこしているのである。

第四に選択についてである。政府の説明では税負担の圧力をぬけ出るためにその商品を買う買わないの選択の自由がある、という。これは全くの詭弁である。政府は「浅く広く、原則としてすべての物品・サービスに課税する」ものとして大型間接税を推進してきた。生活必需品がほとんど課税されるなかでどこにそのような「選択」があるのだろうか。

第五の活力については決定的な政策選択の誤りである。いま深刻な円高不況、国民生活不安のなかで内需を拡大するためには国民消費の拡大・購買力の強化・生活向上が重要であることは内外から指摘されている。売上税の導入・マル優の廃止はこれと逆行する政策である。

この政府予算案では歯止めなき軍拡への道をつきすすむことになる。官房長官談話では「八七年度予算については三木内閣閣議決定による一%枠を適用しない」というまやかしの表現になつてゐるが、新年度予算が例外、ということではない。予算内容をみると新規の後年度負担は一兆四六七一億円（前年比七・八%増）八七年度末の後年度負担総額は二兆六〇七八億円に達する。そして一兆四〇〇〇億円の中期防衛計画の完全達成をめざしている。現実は歯止めなき大軍拡への道をつきすすむことを意味しているのである。

政府は「新しい歯止め」と称するものを決定し、官房長官談話と合わせ発表したが、中期による総額方式は政府の選択によつて決定し、変えうるものであり、歯止めにはなら

### 三、歯止めなき軍拡への道 GNP比一%突破

ない。七六年二月の三木内閣の閣議決定以来、内外への「軍事大国にならないあかし」としての一%枠は一〇年にして決定的な危機に直面しているのである。

今回の予算でも現在の為替レートで計算すれば、イギリス、フランス、西ドイツの軍事費に匹敵するものとなつており、NATO方式の計算では世界の五指に入る規模になろうとしている。八七年度予算とGNP比一%枠突破はまさに大軍拡への起点なのである。

#### 四、完全に破綻した財政再建路線

四年前、中曾根内閣がスタートした時の公約は「増税なき財政再建」昭和六五年度に赤字公債依存体質脱却であった。それは鈴木内閣の退陣が、その財政再建目標の失敗を大きな理由にしていた経過からみても内閣の存立にかかる重要な公約である。しかし政府予算案はその目標が完全に破綻したこと示している。

一九八七年度予算における赤字公債の減額は二六五〇億円に止まつた。「六五年度赤字公債脱却」を達成しようとするならば一九八七年度へ八九年度に毎年平均一兆六六〇〇億円の赤字公債減額が必要であるが、それは誰がみても絶望的である。歴代自民党政の財政政策の失敗はいま深刻な重圧となつてのしか

かっている。国債の累積は一九八七年度末に一五二兆四〇〇〇億円の巨額になり、国債費の負担も予算比二〇%になつていて。しかも国債整理基金への定率繰り入れを五年にわたり停止したり、地方財政への負担をさらに押しつけるなど、多くのツケ回しを行なつた結果である。NTTの株式売却益の国債整理基金への繰り入れがなかつたら完全にパンクしている借金財政なのである。

昨年秋の補正予算でも一九八五年度剰余金四〇〇〇億円の繰り入れ、地方交付税交付金約四〇〇〇億円のカットなど、極めて無理な方法で景気対策の補正を行なつたが、これも「六五年度赤字公債脱却」の公約が中曾根内閣の存立にかかるところからの苦しまぎれの手段であつた。わが党をはじめ野党一致して前年度剰余金を財源とする戻し減税を要求したのにこれに応じなかつたのも、破綻した中曾根首相の財政再建路線を無理な方法で糊塗しようとしたからである。

中曾根首相の財政再建公約は、行革の強行

と歳出カット・緊縮財政と表裏一体のものと

してすすめられてきた。そして福祉を削り込み、軍事費だけを突出させてきたのである。

その路線はいま完全に失敗している。とくに

円高不況の深刻な状況のなかで効果的な対応が一つもできることに、各分野から不満といら立ちの声が上がつてゐるのである。

わが党は昨年末の予算編成についての党首会談においても強く財政政策の転換を求めた。「六五年度赤字公債脱却」の失敗は誰の目にも明らかである。それは一月二六日の中曾根首相の所信表明でも、かつて最も重要な公約として強調してきたその言葉がひとつもなく消え去つてゐることにも表われている。これに対してもわれわれの要求は積極財政への転換である。

すなわち、不可能な財政再建目標を見直し、確実な計画とするために目標をのばし（たとえば一九九五年）、政策展開の幅をひろげ、成長経済の視点で経済の活性化を前提にした財政再建計画にすることである。この方法によつて当面する経済危機に効果的に対応し、内需を中心にして四%台の実質経済成長を確保することによつて、内外の経済矛盾を解決していくことがいま求められていると思う。いずれにせよ「昭和六五年度赤字公債脱却」の失敗は、そのままそれを公約した中曾根首相の政治生命的の破綻を意味している。

#### 五 いま求められる公共事業の転換

政府予算における公共事業の総額は六兆八二四億円、前年度比二・三パーセント減（表3）となつてゐるが、自治体への負担押しつ

けなどによつて事業量は五・二パーセント増となつてゐる。その特徴は中曾根「民活」大規模プロジェクト、大資本中心である。東京湾横断道路、関西新空港への出資前倒しなど大規模工事が目立つてゐる。

また売上税などによる近い将来の大増税による財源を見込んでいたのだろうか、無責任な計画も盛り込まれてゐる。その典型が整備新幹線である。予算編成大詰めの復活折衝で、建設凍結を決めた八一年九月の閣議決定を変更し、整備五線のうち三線について一八〇億円の予算をつけることを決定した。財源は財投と利用債、建設主体は鉄建公団とされてい

整備新幹線の建設費は八四年価格で五兆三二〇〇億円、採算見通したついても建設費の約三分の二の助成が必要とされている。昨年の国鉄の分割・民営に関する国会審議のなかでも膨大な国鉄の赤字をどうするかが論議の焦点であつた。そして国民負担とされている長期債務一四兆七〇〇億円についてもいまだ処理方法が不明である。このような民営分割の論議経過と今回の決定と対比してどう説明されるのか、まことに無責任な態度といわなければならぬ。

わが党は「新しい公共事業」という発想のもとに公共事業の路線転換を強く主張してきた。すなわち、事業の中心を福祉型都市づく

り、生活関連社会資本の充実におき、事業主体を国レベルから自治体に重心を移し、地方財政を強化し、さらに市民参加による事業計画をつくることである。いうならば政府が大規模プロジェクト、大資本中心、土地高騰の一つの原因となつてゐる規制緩和、それらへのルール違反の援助・補助という方式から、国・自治体・民間・市民の共同による豊かな地域社会づくりの方式への転換である。これは内外から求められている方向だと思う。日本はいま一人当たりG.N.P.で一万六〇〇〇ドルを超える世界第一になつてゐる。しかし国民の暮らしと生き方、住んでいる社会の状況は西欧諸国に比べ貧しい。この状況を変えることは内需拡大の重要な柱であり、国際経済摩擦解消への道である。このような転換が公共事業について、いま求められている。

この数年来の行革・財政再建路線のもとで、社会保障費は二パーセント台以下の伸び率に抑えられてきた。それは今日まで築かれてきた制度の執行による当然増をきびしく削りこむことであり、毎年連続して福祉制度の改悪が提起され、強行されてきたのである。八三年からの老人医療費の一部有料化、八四年か

## 六 抑圧つづく福祉と教育・中小企 業と農業・林業

この数年来の行革・財政再建路線のもとで、九八年レバーベル、すなわち中曾根内閣スタート以前のバランスに戻すべきであると考える。それは中曾根内閣五年間の清算——総決算を意味している。

農業と林業・国有林野事業は一九八七年に重大な状況に直面している。日本農業は本年、農地改革以来の嵐のなかにおかれおり、林業・国有林野事業もヤマ場を迎えている。農林水産予算は総額三兆二八六億円で前年比マイナス三・六パーセント、一般歳出に占める

農林水産予算の比率は戦後最低（九・三パーセント）になつた。

昨年、アメリカ通商法三〇一条に基づく全米精米業協会の提訴によるアメリカ米輸入問題が大きな焦点となり、それにつづいて一ヶ月には農政審議会の農政一二世紀ビジョン、農業の合理化・食管の見直しについての財界・政府からの発言が相づぎ、これらがボストン革新の中心テーマの一つにならうとしている。このような動向のなかで水田農業確立

に機敏な当面対応と中長期の展望への内閣の責任による集中的なとりくみが求められているのである。

雇用対策も「三〇万人雇用開発プログラム」をセールス・ポイントにしているが、その内容は円高不況による人減らし合理化の受け皿づくりが中心であり、状況の深刻さにこたえていない。労働五団体からも切実な要望が出されているが、予算審議の集中焦点の一つである。

## 七 さらに深刻化する地方財政

昨年末の党首会談でわが党は、地方財政の充実強化が予算編成の重要な柱であるという立場から、減税による減収の完全補填、国と地方の税配分の改善・地方交付税の総額確保等財政調整制度の充実、新たな国庫補助負担率引き下げによる地方財政への影響額の完全補填などを強く要求してきたが、政府予算案は全く期待はずれのものとなつていてある。

一九八七年度の地方財政計画は、全歳入のうち地方債発行が八兆一一五〇億円（前年比一四・四パーセント増）であり、交付税特会からの借入金をあわせた地方の累積債務は六兆円にならうとしている。地方財政の状況も戦後最悪の状態に陥っているのである。この財源不足の原因は、一九八六年から行なわれている国庫支出金カット（一九八七年分一兆二八〇〇億円）、公共事業費など新たな国庫支出金カット（二二七〇億円）、円高不況や税制改革による税収減となつており、すべて政府の政策責任にかかわるものとなつていて、昨年の臨時国会に提出した補正予算でも約四〇〇億円の交付金をおきかえるルール違反であつたが、一九八七年度も昨年、大蔵・自治両省で確認した「国・地方間の財政関係を根本的に変えるような措置は講じないものとする」との覚書を自ら破つて国庫支出金カットを強行するものであり、まさに公約違反の積み重ねである。また売上税の導入に伴う歳入構造変化——新たな減収については、従来の地方交付税に加えて売上税の七分の一を地方譲与税とし、売上譲与税分を除く売上税収額の二〇パーセントを地方交付税とすることにしており。しかしこの税制改革には分権化と地方との税財源再配分の視点がないだけではなく、地方自治体の事業における売上税負担は何ら考慮されていないのである。

いま、二世紀を展望するとき、分権の視点は極めて重要なことになっている。高齢化社会、高度情報化、文化など変化の要因への対応には地域のもつ重要性はますます大きくなつていて、それに背をむけたままの政府予算案は国政の場のたたかいの焦点であると同時に、統一自治体選挙の重要な争点である。

中小企業対策費も昨年比マイナス三・八パーセント、一九七三億円の低い予算となつている。われわれは今回の政府予算案を「円高不況・失業傍観型予算」と批判しているが、中小企業・雇用対策にそれは特徴的にあらわれている。円高倒産が極めて高いレベルになつてゐるなかで、政府案が重点施策としている「特定地域中小企業対策」「下請中小企業調整円滑化対策」の程度では効果は少なく、目前の対応にすぎない。事態が深刻であるだけ

表1. 54兆1010億円 &lt;一般会計&gt;

(86年度当初比 0.02%増)

◇歳入◇	
租税・印紙収入	41兆1940億円( 1.6%増 )
税外収入	2兆4060億円( 6.8%減 )
国債発行	10兆5010億円( 4450億円減 )
赤字国債	4兆9810億円( 2650億円減 )
建設国債	5兆5200億円( 1800億円減 )
62年度末残高	152兆円( 7兆円増 )
(国債依存度は 19.4%)	
◇歳出◇	
一般歳出	32兆5834億円( 8億円減 )
社会保障	10兆896億円( 2.6%増 )
公共事業	6兆824億円( 2.3%減 )
防衛関係	3兆5174億円( 5.2%増 )
【対国民総生産(GNP)比 1.004%】	
国債費	11兆3335億円( 0.1%増 )
地方交付税	10兆1841億円( 8億円減 )

表2. 主要機関の87年度見通し

	GNP (実質)	個人消費	民間設備投資	消費者物価	貿易收支	円レート
第一勧銀	2.6	3.3	4.1	1.2	940	150
住友銀	2.2	2.5	3.0	1.2	856	155.5
東京銀	2.7	3.7	4.4	0.5	756	153.5
東海銀	1.6	3.3	2.2	0.0	830	150
興銀	2.2	4.3	5.2	▼0.2	703	150
国民経済研	3.5	2.9	4.6	1.1	828	150
大和証経研	3.6	4.0	4.5	2.6	882	165.7
野村総研	3.0	3.8	5.0	0.1	698	150
日興リサーチ	2.7	3.3	3.8	0.5	801	161.5
富士銀	1.7	3.1	2.3	0.4	750	161

表3 87年度一般会計歳入歳出概算

(単位百万円、増減額と伸び率は前年度当初比、▼マイナス)

【歳 入】		62年度概算額	比較増減額	伸び率(%)
租 税 及 び 印 紙 収 入 そ の 他 債 金 合 計	租 税 及 び 印 紙 収 入	41,194,000	634,000	1.6
	そ の 他 債 金	2,406,019	▼176,624	6.8
		10,501,000	▼445,000	4.1
	合 計	54,101,019	12,376	0.0
【歳 出】		(主 要 経 費 内 訳)		
(社 会 保 障 関 係 費 )	被 護 費	1,114,684	4,587	0.4
	社 会 保 障 費	2,015,801	115,661	6.1
	社 会 保 障 保 険 費	6,097,382	133,347	2.2
	健 康 保 生 対 策 費	500,649	4,559	0.9
	健 康 保 生 対 策 費	361,040	▼3,153	0.9
	合 計	10,089,556	255,001	2.6
(文 義 国 科 文 教 育)	教 育 及 び 学 校 特 別 振 興 費	2,362,299	▼3,619	0.2
	教 育 及 び 学 校 特 別 振 興 費	1,111,438	31,158	2.9
	教 育 及 び 学 校 特 別 振 興 費	400,634	9,680	2.5
	教 育 及 び 学 校 特 別 振 興 費	314,593	▼35,357	▼10.1
	教 育 及 び 学 校 特 別 振 興 費	578,767	2,013	0.3
	教 育 及 び 学 校 特 別 振 興 費	81,956	1,296	1.6
	合 計	4,849,687	5,171	0.1
	国 関 係 費	11,333,530	14,012	0.1
	國 関 係 費			
	國 関 係 費			
(恩 旧 留 家族等援護費)	官 等 恩 給 費	1,222,252	874	0.7
	軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,606,866	44,311	2.8
	恩 給 支 給 事 務 費	8,888	▼1,441	▼14.0
	遺 族 及 び 留 家族等援護費	157,608	1,729	1.1
	合 計	1,895,612	4,5473	2.5
(地 方 交 付 税 交 付 金)	地 方 交 付 税 交 付 金	10,184,120	▼835	0.0
	地 方 交 付 税 交 付 金	3,517,434	17,385	5.2
(公 共 事 業 関 係 費 )	共 事 業 関 係 費	1,060,827	▼14,917	1.4
	山 治 水 路 整 修 施 工 費	1,740,376	▼47,192	2.6
	道 港 湾 渔 港 空 港 整 修 施 工 費	496,479	▼9,737	1.9
	住 宅 对 策 費	748,352	▼8,359	1.1
	下 水 道 環 境 衛 生 等 施 設 整 備 費	947,403	▼16,766	1.7
	農 業 基 盤 整 備 費	850,548	▼17,405	2.0
	林 道 工 業 用 水 等 費	162,972	▼3,988	2.4
	調 整 費	1,0377	▼205	1.9
	小 計	6,017,334	▼118,569	1.9
	災 害 復 旧 等 事 業 費	65,078	▼22,363	25.6
(経 済 協 力 費 )	合 計	6,082,412	▼140,932	2.3
	經 济 協 力 費	649,228	25,984	4.2
	中 小 企 業 对 策 費	197,348	▼7,870	3.8
	工 ネ ル ギ 一 对 策 費	495,231	▼134,449	21.4
	食糧管 理 費	540,580	▼55,608	9.3
(その他の事項経費)	その他の事項経費	3,916,281	▼167,456	4.1
	予 備	350,000	0	0.0
合 計		54,101,019	12,376	0.0

# 一九八七年度地方財政対策の基本問題

## 一、地方自治の今日的到達点

### 「地方財政の戦後」に終止符

一九八七年度（昭和六二年度）地方財政対策は、第一に、三回目の国庫補助負担金カットとその財源補填措置としての地方債の増発とそのヤミ国債化、第二に、国税・地方税減税の実施と売上税創設による交付税、地方税の調整、という大きな変化を内容としている。そして、こうした切り貼り財政対策によつて予算の単年度主義・財政民主主義は崩壊し、複雑怪奇な借金と「覚書」の累積による地方財政が現出するに至つてゐる。戦後地方財政の確立は一九四九年のシャウプ勧告から始まつたが、「シャウプ以来の税制抜本改革」は、「地方財政の戦後」に終止符をうち、今後は国際経済が恒常的に地方財政にインパクトを与える、経済のフローに地方財政が追随することとなる。

一方、自民党政府は、地方自治法改悪法案（職務執行命令訴訟制度の改悪＝国の代執行権強化）の国会再提出（三回目）過去二回は廃案、第二行革審における重点課題としての

地方行革の推進、東京一極化の推進を図る「四全総」の策定など自治の剥奪策をさらにすすめようとしている。

戦後、憲法と地方自治法によつて保障され、発展・定着してきた地方自治は、自民党政府による地方自治の中央集権化・画一化のもとで、まさに曲がり角・分岐点に立つてゐる。

## 二、一九八七年度地方財政対策の概要

### （一）地方財政の収支見通し

1、歳入歳出規模……五四兆三七九六億円（八六年度五二兆八四五八億円）となり、対前年度一・九%の伸びと円高・行革デフレのもとで極めて消極的なものとなつてゐる（表I、II参照）。

2、歳入……①地方税は、六一年度税収二四兆七二〇億円に対し、道府県税が一六一〇億円の減、市町村税が三一一九億円の増額となり、現行法収入見込額二四兆四一九〇億円となるが、税制改正案によつて増減収見込額が一九六一億円の減、したがつて、

3、一般財源の計……三四兆七七九六億円となり。対前年度比一・一%の増とはなつてゐるもの的一般財源比率は六一年度の六五・一%から六四%へと落ち込んでおり、また自主財源である地方税の比率も四五・六%から四五%へと下降してゐる。

4、地方債の発行額……普通会計分は五兆三九〇〇億円となり、対前年度比二一・七%の増となつてゐるが、うち財源対策債が一兆八七三〇億円（六一年度は九三〇〇億円）対前年度比一〇一・四%と倍増してゐる（後

結果二四兆二二二九億円、対前年度〇・六%の増額とされている。②地方譲与税は、六六七三億円と三八・一%の伸びとなつて

いるが、これは政府案で創設が予定されてゐる「売上税」の七分の一が地方へ譲与される関係である。③地方交付税は、九兆八八九四億円と対前年度比わずかに〇・六%の伸びとなつている（六〇年度においては

対前年度一〇・九%、六一年度は四・〇%）なお「売上税」の二〇%を交付税に算入することとされている（したがつて売上税の地方収入分は七分の二・二・約三一・四二八%となる）。

述)。この結果、地方債依存度は九・九%となり、年度末地方債発行残高見込は四七・一兆円、四・九%増となる。なお、地方債発行総額は、八兆一一五〇億円、一四・四%増となる。

5、歳出……投資的経費が一七兆五九〇〇億円と三・二%増とされ、うち地方単独事業が五・〇%増の九兆一六六五億円となつてゐる。公債費は六兆一二五一、四・三%の伸び、給与関係経費は一六兆三五三八億円、三・一%の伸びとなり、一般歳出の計は四八兆二四五〇億円、二・七%の増となつてゐる。

## (二) 地方税制改革の概要

1、個人住民税関係……①税率の累進構造の緩和(六二、六三年度)(表III・IV参照)。

②賦課制限の廃止(六三年度)。(3)基礎控除等の引き上げ(六二年度)……基礎控除(現行二六万円)・配偶者控除(現行二六万円)・老人控除対象配偶者は二七万円、同居特別障害者は三四万円)・扶養控除(現行二六万円、老人・障害者は配偶者控除と同じ、同居老親等は三一万円)を各二万円引き上げる。

④配偶者特別控除の創設(六三年度)

イ、控除額は一二万円、合計所得金額八〇〇万円以下に適用。ロ、配偶者に所得がある場合の控除額の調整は、(1)控除対象

配偶者の場合……一二万円—(控除対象配偶者の所得金額×一二万円／三三万円)、(2)控除対象配偶者以外の配偶者の場合……一  
二万円—(その配偶者の所得金額—三三万円)×〇・八。(5)配偶者に係る白色事業専従者控除の引き上げ(六三年度)……四五  
万円から六〇万円へ。(6)老年者控除の引き上げ(六四年度)……二四万円から四八万円へ。(7)資産所得の合算課税制度の廃止(六  
四年度から検討中)。(8)医療費控除における足切り限度の引き上げ(六三年度から  
検討中)。

2、個人住民税Ⅱ利子課税等……老人、母

子家庭等に対する利子非課税制度に係るものを除く利子等及び金融類似商品(割引債

を除く)の収益について、住民税を課税する。(1)課税団体……利子等の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県

(2)課税方式……都道府県民税の一部として

利子等の支払の際、五%(財形は二・五%)の税率で特別徴収を行ない、他の所得と分離して課税、(3)特別徴収義務者……利子等の支払を取り扱う金融機関等、(4)市町村への交付……個人利子課税相当分の五分の三を市町村に交付、(5)六二年一〇月一日から

6、不動産取得税等……不動産取得税(住宅及び住宅用土地に係る課税標準等の特例措置)・固定資産税(新築住宅に係る減額措置)・特別土地保有税(貸家住宅等の用に供する土地に係る非課税措置)の面積要件を現行一六五m<sup>2</sup>以下から二〇〇m<sup>2</sup>以下へ緩和。

7、その他……①納稅環境の整備……不徵收限度額を五〇〇円未満から一、〇〇〇円未満に引き上げ、その他端数計算の基準額

行四五万円を六〇万円へ。

4、売上譲与税の創設……①税制の抜本的改革による地方税の減収額(地方間接税の売上税への吸収による減収額を含む)を補填するため、売上税の収入額の一定割合(七分の一)を人口等一定の譲与基準により、都道府県・市町村に対し譲与する売上譲与税の創設。(2)売上税の創設に伴う電気税・ガス税・木材引取税の廃止。

の見直し。(2)非課税等特別措置の整理合理化・廃止三件、縮減合理化二四件、電気税一品目、合計一八件。(3)検討課題イ、事業税における社会保険診療報酬課税の特例措置。ロ、事業所税の課税団体の範囲の拡大。

### (三) 地方財政対策

1、税制改革と地方税財源の補填……(1)平年度における地方税は、税制改革によつて住民税所得割七五〇〇億円、住民税法人税割二七〇〇億円、売上税との調整(電気税等)、五〇〇〇億円の計一兆五二〇〇億円の減収に対し、利子課税六五〇〇億円、売上譲与税(売上税の七分の一)八三〇〇億円の計一兆四八〇〇億円で補填するとされた。なお、地方税事項別増減収及び一月一六日閣議決定の概要是別表の通りである(表V VI 参照)。

②同地方交付税については、国税三税の減収に伴う減収額九二〇〇億円に対し、売上税を交付税にリンク(売上譲与税分を除く売上税収入額の二〇%を交付税に算入。從来の三税に係る交付税率は三三%のまま)九九〇〇億円で補填するとされた(同表IV 参照)。

2、六一年度財源不足額とその補填措置六一年度においては当初地方財政は

收支均衡とされ、総額一兆一七〇〇億円にのぼる国庫補助負担金がカット・地方財政へ転嫁された。しかし、六一年度補正予算においては円高不況等による税収見通しの誤りによって国税の減収に伴う交付税の落ち込み四五〇二億円が交付税特別会計からの借入で、また、地方税の落ち込み五五七一億円は減収補填債で各々処理され、結局地方財政への転嫁は一兆をこえるものとなつた。

しかし、大蔵省においては、五〇年代以来の地方財源不足の恒常化を顧みず、しかも

五九年度においてはそれまでの交付税特別会計の借入金について国が償還に責任をもつとしてきた約束を反古とし、借金の半額約五兆九〇〇〇億円を地方の借金として押しつけ、その後は財源不足が生じた場合は一般会計からその年度において特例加算するという強引な「制度改正」を行なつたにも関わらず、国庫補助負担金カットとそれによって生じた財源不足の地方債による補填を押し付け、さらに六一年度補正予算においては「一年限り」(六〇年度)、「三年間の暫定措置。その間、国と地方の財政関係を基本的に変更するような措置は講じない」(六一年度)とした約束(「覚書」・国会答

弁・決議)を無視し、三度、国庫補助負担金カットをうちだしてきた。

3、六二年度財源不足とその補填措置六二年度においては、この結果、地方税減税の先行分と合わせ二兆三七五八億円とい

う財源不足が発生することとなつた。

その補填措置は、別表のとおり極めて複雑怪奇であるとともに、地域住民の日常生活に最も密着しているべき地方財政は切り貼り細工と化し、一〇を超える手法が駆使され、「ヤミ国債」の発行とまで非難されるに至つている(表VII・VIII 参照)。

4、地方交付税総額……「売上税」の創設、新たなる国庫補助負担金カットとその補填措置によつて、六二年度地方交付税の総額は別表のとおりとなり、しかも二兆円を超える財源不足額(国による地方への財政転嫁と自治省のその容認)に対し、わずかに五八五億円、〇・六%の増額に留まつてい。地方交付税法第六条の三第二項で定めた「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定(註: 基準財政需要額が基準財政収入額を超える額)(財源不足額)によって各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率(註: 国税三税の

百分の三十二) の変更を行なうものとする。」という地方交付税法の根幹的主旨は抹消されたといえる(表IX・X)。

### 三、地方税財政対策の基本的問題点

地方財政は大きな転換点にたっている。既に財政の単年度主義は破綻し、地方財政を把握しようとすれば、交付税特別会計の借り入れ問題や各種臨時さらには後年度における清算など前後十年の流れを見なければ理解できぬほど複雑化している。また、国庫補助負担率カットにみられる通り、つくられた収支均衡に基づく負担転嫁は地方富裕論を名目に小さな政府をめざす中曾根内閣の臨調Ⅱ行革審答申にもとづく地方行革に象徴される地方自治への攻撃的姿勢を如実に示し、民主主義の土台としての地方自治から管理支配の道具としての地方自治への変質の志向をみることができ。

さらに、現在論議されている税制改革こそ戦後のシャウプ勧告に基づく地方財政の構造を根本的に替える性格を持つものと言える。シャウプによつて戦後地方自治が発展したとするなら、シャウプの否定によつてまさしく「地方財政の戦後」は終わった、自民党政府によって幕を引かれたと言つて良い。今後は、そうした視点と認識のもとに行財政の集権化

既に地方財政対策の概要で示したとおり、財政民主主義・単年度主義を度外視したつじつま合わせの地方財政が地方自治の発展に資するはずもなく、しかもその内容は地方財政体质を益々脆弱にするものとなつてゐる。六〇、六一年度においては、自治体行政に対する需要拡大にも関わらず地方財政は無理矢理収支均衡とされ、国庫補助負担金カットが追い討ちをかけ、自治体と住民が泣かされたが、六二年度においてはまさに別表のごとく数値は合うが中身は空虚な張り子の虎となつてゐる。

また、地方税改革においても「抜本改革」と宣伝されながら毎年度課題にあがつてゐる社会保険診療報酬課税の適正化、事業所税の課税範囲の拡大すら検討課題として見送られているのが実態であり、電気税の廃止と売上譲与税の創設についても一般財源とはいえ、地方の自主税源たる地方税ではなく、地方税拡充の視点からみれば後退として受け取ることができる。しかも一方においては本来の財政調整機能を担うべき交付税制度は混乱を極めているのである。

六二年度における地方財政対策は地方、と



第Ⅰ表 歳入歳出の構成比

## (1) 歳 入

区 分	昭和 62 年度		昭和 61 年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
地 方 税	24,222.9	44.6%	24,072.0	45.6%
地 方 譲 与 税	6,673	1.2	4,832	0.9
地 方 交 付 税	9,889.4	18.2	9,830.9	18.6
国 庫 支 出 金	9,919.1	18.2	9,963.6	18.8
地 方 債	53,900	9.9	44,290	8.4
使 用 料 及 び 手 数 料	10,020	1.8	9,580	1.8
雜 収 入	32,889	6.1	31,091	5.9
歳 入 合 計	54,379.6	100.0	52,845.8	100.0

## (2) 歳 出

区 分	昭和 62 年度		昭和 61 年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
給 与 関 係 経 費	16,353.8	30.1%	15,859.8	30.0%
一 般 行 政 経 費	11,226.3	20.6	11,028.8	20.9
公 債 経 費	6,125.1	11.3	5,873.6	11.1
維 持 補 修 費	6,977	1.3	6,780	1.3
投 資 的 経 費	17,593.9	32.4	17,058.4	32.3
公 営 企 業 繰 出 金	14,328	2.6	13,372	2.5
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	9,500	1.7	10,100	1.9
歳 出 合 計	54,379.6	100.0	52,845.8	100.0



第II表 昭和62年度地方財政計画

(単位:億円)

区分	昭和62年度 (A)	昭和61年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 %
<b>A歳入</b>				
I 地方税	242,229	240,720	1,509	0.6
II 地方譲与税	6,673	4,832	1,841	38.1
1 売上譲与税	1,838	—	1,838	皆増
2 地方道路譲与税	2,920	2,872	48	1.7
3 石油ガス譲与税	152	152	0	0.0
4 航空機燃料譲与税	95	94	1	1.1
5 自動車重量譲与税	1,566	1,601	△ 35	△ 2.2
6 特別とん譲与税	102	113	△ 11	△ 9.7
III 地方交付税	98,894	98,309	585	0.6
IV 国庫支出金	99,191	99,636	△ 445	△ 0.4
1 義務教育職員給与費負担金	24,421	24,440	△ 19	△ 0.1
2 その他普通補助負担金等	31,022	30,996	26	0.1
(ア)生活保護費負担金	11,126	11,081	45	0.4
(イ)児童保護費等負担金	3,751	3,624	127	3.5
(ウ)老人保護費負担金	1,893	1,733	160	9.2
(エ)精神衛生費等負担金	580	632	△ 52	△ 8.2
(オ)その他の補助負担金等	13,672	13,926	△ 254	△ 1.8
3 公共事業費補助負担金	39,871	40,455	△ 584	△ 1.4
(ア)普通建設事業費補助負担金	39,490	39,926	△ 436	△ 1.1
(イ)災害復旧事業費補助負担金	381	529	△ 148	△ 28.0
4 失業対策事業費負担金	495	757	△ 262	△ 34.6
5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	200	200	0	0.0
6 施設等所在市町村調整交付金	52	52	0	0.0
7 交通安全対策特別交付金	958	609	349	57.3
8 電源立地促進対策等交付金	828	802	26	3.2
9 特定防衛施設周辺整備調整交付金	107	107	0	0.0
10 石油貯蔵施設立地対策等交付金	95	95	0	0.0
11 地方道路整備臨時交付金	1,142	1,123	19	1.7
V 地方債	53,900	44,290	9,610	21.7
VI 使用料及び手数料	10,020	9,580	440	4.6
VII 雑収入	32,889	31,091	1,798	5.8
歳入合計	543,796	528,458	15,338	2.9

次頁へつづく

区分	昭和62年度 (A)	昭和61年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 %
B歳出				
I給与関係経費	163,538	158,598	4,940	3.1
1給与費	16,1712	15,6863	4,849	3.1
(ア)義務教育関係職員	53,580	52,202	1,378	2.6
(イ)警察職員	17,138	16,544	594	3.6
(ウ)一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	90,994	88,117	2,877	3.3
2恩給費	1,826	1,735	91	5.2
II一般行政経費	112,263	110,288	1,975	1.8
1国庫補助負担金等を伴うもの	52,029	51,101	928	1.8
(ア)生活保護費	15,624	15,559	65	0.4
(イ)児童保護費	7,569	7,304	265	3.6
(ウ)老人保護費	3,808	3,485	323	9.3
(エ)老人医療給付費	4,619	4,111	508	12.4
(オ)精神衛生費	903	973	△ 70	△ 7.2
(カ)その他の一般行政経費	19,506	19,669	△ 163	△ 0.8
2国庫補助負担金を伴わないもの	60,234	59,187	1,047	1.8
III公債費	61,251	58,736	2,515	4.3
IV維持補修費	6,977	6,780	197	2.9
V投資的経費	175,939	170,584	5,355	3.1
1直轄事業負担金	7,853	6,750	1,103	16.3
2公共事業費	75,540	75,133	407	0.5
(ア)普通建設事業費	74,941	74,335	606	0.8
(イ)災害復旧事業費	599	798	△ 199	△ 24.9
3失業対策事業費	881	1,401	△ 520	△ 37.1
(直轄、補助事業計)	84,274	83,284	990	1.2
4一般事業費	37,484	35,623	1,861	5.2
(ア)普通建設事業費	37,023	35,184	1,839	5.2
(イ)災害復旧事業費	461	439	22	5.0
5特別事業費	54,181	51,677	2,504	4.8
(ア)長期計画事業費	27,914	26,563	1,351	5.1
(イ)過密過疎対策事業費	12,540	12,332	208	1.7
(ウ)広域市町村圏等振興整備事業費	2,377	2,377	0	0.0
(エ)地域総合整備特別対策事業費	3,500	3,300	200	6.1
(オ)特別単独事業費	7,070	6,375	695	10.9
(カ)自然災害防止事業費	780	730	50	6.8
(地方単独事業計)	91,665	87,300	4,365	5.0
VI公営企業繰出金	14,328	13,372	956	7.1
1収益勘定繰出金	10,636	9,873	763	7.7
2資本勘定繰出金	3,692	3,499	193	5.5
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費 る必要経費	9,500	10,100	△ 600	△ 5.9
歳入合計	543,796	528,458	15,338	2.9

表一III 個人住民税の税率構造

## 市町村民税

現 行	改 正 案	
	昭和62年度	昭和63年度
適用課税所得 税率	適用課税所得 税率	適用課税所得 税率
20万円以下 2.5%	60万円以下 3%	60万円以下 3%
45 " 3 "		
70 " 4 "		
95 " 5 "		
	100 " 5 "	
120 " 6 "		130 " 5 "
	150 " 6 "	
220 " 7 "		
370 " 8 "	370 " 8 "	500 " 8 "
570 " 9 "	570 " 9 "	
950 " 10 "	950 " 10 "	
1,900 " 11 "	1,900 " 11 "	500万円超 11 "
2,900 " 12 "	2,900 " 12 "	
4,900 " 13 "	2,900万円超 13 "	
4,900万円超 14 "		

## 道府県民税

現 行	改 正 案	
	昭和62年度	昭和63年度
適用課税所得 税率	適用課税所得 税率	適用課税所得 税率
150万円以下 2%	120万円以下 2%	500万円以下 2%
	370 " 3 "	
150万円超 4 "	370万円超 4 "	500万円超 4 "

表一IV 住民税所得割の課税基準段階別の納稅義務者数(昭和60年度)

(1) 市町村税

課税標準段階 区分	納 税 義 務 者 数		
	千人	構成比 %	累積比 %
20万円以下の金額	3,105	7.2	7.2
20万円を超える45万円以下	4,261	9.9	17.1
45 " 70 "	5,280	12.3	29.4
70 " 95 "	5,219	12.2	41.6
95 " 120 "	4,608	10.7	52.3
120 " 220 "	11,362	26.4	78.7
220 " 370 "	5,894	13.7	92.4
370 " 570 "	2,017	4.7	97.1
570 " 950 "	813	1.9	99.0
950 " 1,900 "	311	0.7	99.7
1,900 " 2,900 "	62	0.2	99.9
2,900 " 4,900 "	30	0.1	100.0
4,900万円を超える金額	12	0.0	100.0
計	42,974	100.0	100.0

(備考) 1 「市町村税課税状況等の調」による。  
 2 資産合算対象世帯員で資産所得のみの者を除く。

(2) 道府県民税

課税標準段階 区分	納 税 義 務 者 数		
	千人	構成比 %	累積比 %
150万円以下の金額	26,975	62.8	62.8
150万円を超える金額	16,006	37.2	100.0
計	42,981	100.0	100.0

(備考) 「市町村税課税状況等の調」による。

第V表 昭和62年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県	市町村	計	道府県	市町村	計
1. 個人住民税減税	△1,679	△ 645	△2,324	△5,739	△1,813	△7,552
(1) 税率構造の見直し	△1,191	387	△ 804	△4,594	599	△3,995
(2) 基礎控除等の引上げ	△ 488	△1,032	△1,520	△ 568	△1,202	△1,770
(3) 配偶者特別控除の創設	+			△ 477	△1,020	△1,497
(4) 白色申告者の配偶者に係る専従者控除限度額の引上げ(個人事業税分を含む。)				△ 34	△ 66	△ 100
(5) 老年者控除の引上げ等				△ 66	△ 124	△ 190
2. 法人課税の実効税率の引下げ(国税の改正に伴うもの)	△ 118	△ 291	△ 409	△ 758	△1,864	△2,622
3. 売上税と地方間接税との調整	△ 6	△ 666	△ 672	△ 34	△5,074	△5,108
(1) 電気税の廃止		△ 633	△ 633		△4,885	△4,885
(2) ガス税の廃止		△ 19	△ 19		△ 107	△ 107
(3) 木材引取税の廃止		△ 3	△ 3		△ 15	△ 15
(4) たばこ消費税の税率調整	△ 6	△ 11	△ 17	△ 34	△ 67	△ 101
小 計 (1+2+3)	△1,803	△1,602	△3,405	△6,531	△8,751	△15,282
	( 273)	( 362)	( 635)	( 2,834)	( 3,756)	( 6,590)
4. 利子課税の見直し	635		635	6,590		6,590
5. 売上譲与税の創設	788	1,050	1,838	3,551	4,734	8,285
	( 1,061)	( 1,412)	( 2,473)	( 6,385)	( 8,490)	(14,875)
小 計 (4+5)	1,423	1,050	2,473	10,141	4,734	14,875
	△ 742)	△ 190)	△ 932)	△ 146)	△ 261)	△ 407)
計 (1+2+3+4+5)	△ 380	△ 552	△ 932	3,610	△4,017	△ 407
6. その他	567	242	809	△ 60	21	△ 39
(1) 個人住民税(医療費控除の足切り限度額の引上げ等)				39	37	76
(2) 法人住民税(国税の改正に伴うもの)	102	253	355	7	17	24
(3) 法人事業税( " )	591		591	28		28
(4) 住宅の所得に対する課税標準の特例措置等に係る床面積要件の緩和(不動産取得税、固定資産税等)	▲ 126	△ 12	△ 138	△ 133	△ 39	△ 172
(5) その他	0	1	1	△ 1	6	5
	△ 175)	( 52)	( 123)	( 206)	( 240)	( 446)
合 計 (1+2+3+4+5+6)	187	△ 310	△ 123	3,550	△3,996	△ 446

(注) ( ) 書きは利子課税に係る市町村交付金調整後の数値である。

Vの続き 昭和62年度地方税・地方譲与税収入見込額

(単位: 億円)

区分	昭和61年度 当初見込額 (A)	昭和62年度収入見込額				
		昭和61年度 当初見込額 に対する自然増減収(B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減収見込額(D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)	(E) -×100 (A) %
道府県税	104,141	△ 1,009	103,132	△ 601	102,531	98.5
市町村税	136,579	4,479	141,058	△ 1,360	139,698	102.3
計	240,720	3,470	244,190	△ 1,961	242,229	100.6
地方譲与税	4,832	3	4,835	1,838	6,673	138.1
再 計	245,552	3,473	249,025	△ 123	248,902	101.4

(備考) 上記の数値は、今後精査の結果異動することがある。

表-VI 62年度税制改正による増減収見込み額

(単位億円、△は減収)

国税関係

改正事項	初年度	平年度
1. 所得税減税	△ 1,0180	△ 19,500
2. 法人税率の引き下げ	△ 4,030	△ 15,310
(1+2=小計)	△ 14,210	△ 34,810
3 利子課税の見直し	450	9,570
4 売上税		
{ 売上税の創設 }	11,030	49,710
{ 物品税の廃止等 }	△ 3,890	△ 24,080
計	7,140	25,630
(3+4=小計)	7,590	35,200
(1+2+3+4=合計)	△ 6,620	390
5 その他	6,620	0
{ 賞与引当金の廃止、有価証券取引税の見直し等 }		
(1+2+3+4+5=総計)	0	390

地方税関係

改正事項

1 住民税減税	△ 2,324	△ 7,552
2 法人税率の引き下げ	△ 409	△ 2,622
(1+2=小計)	△ 2,733	△ 10,174
3 利子課税の見直し	635	6,590
4 売上税		
{ 売上譲与税の創設 }	1,838	8,285
{ 電気税の廃止等 }	△ 672	△ 5,108
計	1,166	3,177
(3+4=小計)	1,801	9,767
(1+2+3+4=合計)	△ 932	△ 407
5 その他	809	△ 39
{ 法人住民税や法人事業税の見直し等 }		
(1+2+3+4+5=総計)	△ 123	△ 446

表—VII 昭和62年度財源不足額の補てん措置

(単位: 億円)

昭和62年度地方財政収支 財源不足額 23,758	18,730	財源対策費 6,456
補助負担率引下げによる 地方負担の増 14,970	6,200	経常経費 6,200
61補助負担率 引下げによる 影響額 12,800	3,800	地方交付税 1,200
62補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	6,600	調整債 3,800
62補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	3,70	臨時財政特例債 (国費減額相当額) 4,900
62補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	1,800	投資的経費 6,600
補助負担率引下げによる 地方負担の増 14,970	1,800	経常経費 3,70
補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	1,800	地方交付税 2,96
補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	74	調整債(不交付団体 影響額相当額) 74
補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	600	臨時財政特例債 (国費減額相当額) 1,200
補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	6,456	財源対策費 6,456
補助負担率 引下げによる 影響額 2,170	8,788	通常収支の不足 8,788

表一 VIII 地方交付税の算定基礎

(単位：百万円)

区分	昭和62 年 度 (A)	昭和61年 度			増減額	
		当初 (B)	補正	最終 (C)	対前年度 当初(A)-(B)	対前年度 最終(A)-(C)
所得税	16,482,000	16,819,000	△ 426,000	16,393,000	△ 337,000	89,000
法人税	11,824,000	12,706,000	△ 981,000	11,725,000	△ 882,000	99,000
酒税	1,936,000	1,974,000	—	1,974,000	△ 38,000	△ 38,000
小計(a)	30,242,000	31,499,000	△ 1,407,000	30,092,000	△ 1,257,000	150,000
売上税(b)	1,103,000	—	—	—	1,103,000	1,103,000
地方交付税(c)	10,184,120	10,184,955	△ 450,240	9,734,715	△ 835	449,405
(1) (a)×32%	9,677,440	10,079,680	△ 450,240	9,629,440	△ 40,224	48,000
(2) (b)×20%	220,600	—	—	—	220,600	220,600
(3) 精算分	△ 45,700	△ 14,725	—	△ 14,725	△ 30,975	△ 30,975
(4) 特例措置分	331,780	120,000	—	120,000	211,780	211,780
返還金(d)	347	634	—	634	△ 287	△ 287
特別会計借入金(e)	—	—	(注) 450,240	450,240	—	△ 450,240
借入金等利子充当分(f)	△ 346,100	△ 354,700	—	△ 354,700	8,600	8,600
剰余金の活用(g)	51,000	—	—	—	51,000	51,000
合計(c)~(g)	9,889,367	9,830,889	—	9,830,889	58,478	58,478

(注) 「地方交付税法等の一部を改正する法律  
(昭和61年法律第81号)」に基づく措置

表一 X 62年度における補助金カット概要

(単位：億円)

保健所運営費交付金のうち一般事務活動分	一般財源化	-76
義務教育費国庫負担等の補助率引き下げ		-386
* 義務教育費・公立養護学校教育費国庫負担金の共済長期給付	1/2→1/3	
* 海洋水産資源開発費補助金の新資源開発事業費	3/4→7/10	
不交付団体向け補助金等の調整強化		-41
* 義務教育費国庫負担金のうち退職手当		
制度の見直し		
* 水田利用再編奨励補助金(61' 2, 174)→水田農業確立助成補助金(62' 1, 675)		
補助単価引き下げ		
* 畜産振興事業団交付金のうち学校給食用牛乳供給事業交付金	84→76	
* 蚕糸砂糖類価格安定事業団交付金	255→222	

次頁へつづく

事業	59補助負担率	60補助負担率	61補助負担率	62補助負担率
河 川				
直轄河川改修費(一般分)	2/3	6/10	6/10	5.5/10
" (大規模分)	3/4	2/3	2/3	6/10
中小河川改修費(一級河川)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
" (大規模分)	3/4	2/3	6/10	5.75/10
砂 防(一般分)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
冶 山				
直轄治山事業費	2/3	6/10	6/10	5.5/10
治山事業費(山地治山)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
" (総合治山)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
海 岸				
高潮対策費(特定海岸)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
侵食対策費(特定海岸)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
道 路				
一般国道直轄改築	3/4	2/3	2/3	6/10
一般国道道路改築	3/4	2/3	6/10	5.75/10
地方道改築	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
道路事業調査費(直轄国道)	3/4	2/3	2/3	6/10
街 路(一種改良)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
港 湾				
特定重要港湾(直轄)外かく・水域	7.5/10	2/3	2/3	6/10
特定重要港湾				
臨港道路(新交通システム)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
漁 港				
漁港修築費 外かく・水域(特3種)	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10
漁港改修費 " (" )	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10
空 港				
第二種空港(A)	3/4	2/3	2/3	6/10
" (B)	3/4	2/3	6/10	5.75/10
下 水 道				
公共下水道 終末処理場	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
流域下水道 管きょ	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
" 終末処理場(第1種)	3/4	2/3	6/10	5.75/10
" " (第2種)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
農業基盤				
広域農道	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10
農地開発	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10
防災ダム	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10
干 拓	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10
国営かんがい排水(一般型)	6/10	5.5/10	5.5/10	5.25/10
林 道				
広域基幹林道	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10
峰越連絡幹線林道	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10
沿岸漁場整備				
人工稚漁場造成	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10

表一IX 六二年度地方財政財源不足額と地方財政の特徴

財源不足額	内訳	62年度財源不足額二兆三、七五八億円	(単位: 億円)
(参考) * 62' 交付税総額	九兆八八九四億円	1. 経常経費系統 (補填措置) * 二〇〇	① 61' カット分一六八〇〇
対前年度増加額 五八五億円	○・六%	2. 経常経費系統 (補填措置) * 二〇〇	② 62' カット分二一七〇
対前年度増加率 ○・六%		イ、交付税の特例措置 (交付団体分全額)	三七〇
* 62' 交付税総額の特例 ① 61' カット分特例	一一〇〇	イ、交付税の特例措置 (補填措置)	（補填措置）
② 61' カット分特例	二九六	イ、交付税の特例措置 * 二三三二	（補填措置）
③ 61' 交付税特会	一一〇〇	ロ、財源対策債	六四五六
借入金利子負担相当額	一六〇〇	ロ、財源対策債	六四五六
特例	二八七	ロ、調整債	二九六
④ 交付税特会剩余金の活用	五二〇	（拡大事業分の地方負担）	一七〇〇
⑤ 62' 通常收支不足補填のための特例	一五三五	（拡大事業分の地方負担）	六〇〇
計	三八二八	（拡大事業分の地方負担）	六〇〇
（うち、地方交付税法附則第三条の特例措置		（交付税総額の特例の内訳 ① 61' における交付税特会借入金（四五〇三四億円）に係る利子負担相当額の特例措置）	（交付税総額の特例の内訳 ① 61' における交付税特会借入金（四五〇三四億円）に係る利子負担相当額の特例措置）
（④を除く）	三三一八	省間で調整。	二八七
（②交付税特別会計における剩余金）			

\* 61 地財対策骨子

①補助金カット

一兆二七〇〇(初年度)

(補填措置)

1. 地方たばこ

消費税率特例

一三〇〇

2. 交付税特例

加算(たばこ国  
特例分)

三. 建設地方債

一三〇〇

増発

九三〇〇

②  
61 支

当初・収支均衡

補正・一兆円不足

(補填措置)

1. 地方税 五五七一

減収補填債で措置

2. 交付税 四五〇二

交付税特会借入で  
措置

また、交付団体分の影響額の二分の一に相当する額(三四八〇)から、地方一般財源の増額措置(交付団体分二〇五〇)を控除した額(交四三〇億円)については66年度以降の交付税総額に加算するものとする。

(61措置による臨財特債) 五〇%

五〇%

(62措置による臨財特債)

交付団体分の一〇〇%  
(全体の九〇%)

金の活用

五一〇

\* ③地方財源不足に対処するための特例措置

二三三二  
一五三五  
計

\* 二三三二  
一五三五  
計

\* このうち減税先行分の交付税減額を補填するための特例措置額

一三五億円を除く四〇億円については後年度に精算を要するがこの四〇億円の特例に関し61以前の自治・大蔵大臣覚書に基づき、62に一般会計が臨時特例交付金として交付税特会に繰り入れることを予定していた額(六五三億円)からこの四〇億円を控除した額(三五三億円)については、66以降の交付税総額に加算するものとしている。

ア、既往利差臨時分 二四八

イ、既往地域特例臨時分 二三一

ウ、既往臨時財特債分 二七四

## 防衛関係予算

れたものである。

いるものの、伸び率が二・三%に低下して構成比を引き続いて縮小（四三・八%）させるとともに、その一方で物件費は七%増加して全体の五六・一%に膨れ上がった。

物件費のうち既定契約分の歳出化経費と当

然増が見込まれる人件・糧食費と合わせた義務的経費で防衛費全体の三・九%押し上げて

いる。さらに、この物件費のうち過去に調達

ここ五年間のマイナス・シーリングの下で政府開発援助とならんと異例の防衛費支出を定着させてきた中曾根内閣のもとで、防衛予算は、三二年振りの低い伸びとなつた一般会計、五年連続して伸び率減となつた一般歳出という八七年度緊縮予算のなかにあつても対前年度伸び率五・二%を確保した。

この結果、防衛関係費総額三兆五一千七四億円は昨年に引き続いて一般歳出の一割を超えるとともに、六七年度以来二〇年振りに「防衛費対GNP一%枠」閣議決定以来一〇年を経て対GNP比一%を突破（〇・〇〇四%、一三四億円）した。

「防衛費対GNP一%枠」は、一定期間の防

衛力整備計画ではないために積み上げによる必要経費の目度を欠いている「防衛計画の大綱」の決定（七六年一〇月二九日閣議決定）として決定（同年一一月五日閣議決定）さ

### 二、後年度負担システムによる歯止めなき突出

このように八七防衛予算は後年度負担システムによつて「五六中業」中に飛躍的に増強した「一〇〇億円兵器」といわれるF-15やP-3C、護衛艦、潜水艦などの最新鋭正面

この「防衛費一%枠」に象徴される保守本流の「軽武装・経済大国」路線の転換を戦後政治の総決算の重要な課題とし、一%枠見直しを提言する私的諮問機関「平和問題研究会」答申発表（八四年一二月一八日）防衛費対GNP比一・〇三八%（八六年のGNP基準改定により一・〇二%に変動）必要経費総額一八兆四〇〇億円（八五年度価格）を見込む「中期防衛力整備計画」（八六・九〇年）の政府計画への格上げ決定（八五年九月一八日）などを通じて、発足以来「一%枠」突破を策動してきた中曾根内閣は、八七年度防衛予算案決定において「中期防衛力整備計画」の達成優先を指示、「一%枠」閣議決定を破棄してこの防衛力の定量的制約を撤廃したのである。

また、「中期防衛力整備計画」二年目の今年度予算は、昨年に引き続いて正面装備の更新・近代化を目指すとともに、弾薬備蓄、指揮通信・情報機能（四四・九八%増）、教育訓練（練度向上費二〇・二八%増）、防衛施設整備（教育・通信・補給など後方支援施設費六八・五六%増）、研究開発（伸び率一二・三%）構成比二・〇八%と史上最高）など後方関係の拡充をめざしており、この結果このところ抑制傾向にあつた一般物件費は六・一七%増加した。

八七年度防衛予算の内訳をみると、人件・糧食費は依然として全体の四割以上を占めて

装備の後払いという増加要因を内包していたのである（歳出化経費の防衛費増加寄与率は二・八%）。そのうえさらに、『中期防衛力整備計画』はその二年目にある今年度予算において、武器・航空機・艦艇・弾薬・通信機器・教育訓練器材の購入や装備品等整備費、研究開発などの正面・後方の両面にわたる新規発注を着実に増加（同計画の主要正面装備量の約一八%分を新規調達、計画達成率三五%）させた。

このために新規の後年度負担の累積額は一兆四六七一億円（一一・〇%増）にもものぼり、既定分（八六年度以前の調達による八八年度以降の後年度負担額）と合わせて累積総額二兆六〇七八億円（七・八%増）が、八八年度以降の防衛予算の増加圧力に転化する。一方、中曾根内閣は防衛力整備の「新たな歯止めの基準を必要とする」としているが、すでに防衛費の定量的歯止めよりも『中期防衛力整備計画』の達成を優先することが既成事実化した八七年度以降は、エイジス艦、FSX（次期支援戦闘機）、空中空輸機、空中警戒管制機（AWACS）、OTHレーダー、新戦車など新鋭兵器を含む高価な装備の調達要求が防衛費の歯止めなき突出をもたらすこととなる。

### 三、「統合防衛見積り」による防衛構想の更新と「大綱」の否定

このように高価な正面装備の飛躍的増強を盛り込んで「防衛費対GNP比一%」という防衛力整備の定量的歯止めの突破をもたらした作戦遂行態勢の整備」をはかるソ連軍の侵攻に対応する攻勢的な「北方前方防衛戦略」は、自衛隊制服の極秘の防衛計画である「統合長期防衛見積り」や「統合中期防衛見積り」によつて確定された国際軍事情勢分析と防衛戦略を踏まえた防衛力の維持・改善計画なのである。

これらの防衛諸計画は、三年ごとに国際軍事情勢の変化を組み込んだ内外情勢分析によつて防衛戦略の確定と防衛構想・防衛態勢の更新を図るものである。それは、すでにデータント期の「国際関係安定化」という認識のもとに「東西間の全面的軍事衝突」や、これにいたる「大規模な武力紛争」の可能性を否定した「防衛計画の大綱」における固定的な国際情勢分析や、それを前提とした「専守防衛戦略」および「限定的小規模侵略」対処の基礎的防衛力整備構想をつくるがえすものとなつてゐる。

### 四、米国の新「海洋戦略」

「専守防衛戦略」にかわる新たな攻勢的軍事戦略は、「統合防衛見積り」によつてわが国の防衛戦略に組み込まれた米国の軍事戦略に対応するものである。

レーガン米政権は発足以来、SDI研究開発とMXミサイルなどの戦略攻勢戦力の近代化による核戦争遂行戦略を強力に推進している。そしてそれはまた、通常戦争レベルでのソ連戦略原潜の撃滅と北西太平洋戦域での第二戦線開設によつて垂直および水平エスカレーションの主導権を奪う危険な海洋戦略を生

み出した。『八八会計年度米国防報告』は「海洋支配の優位は米国にとって死活的に重要」としてこの新「海洋戦略」の重要性を強調し、ソ連近海への同国のSSBN配備は、日本海とオホーツク海への出入り口に位置する島しよの戦略的重要性を高めている。また、さらにソ連がその制海権域内に日本を含めたことは日本に対するソ連の脅威を増大させている」と指摘して、この新戦略に対応して日本が担うべき「新しい任務」を示唆しているのである。

ジエームス・ワトキンス海軍作戦部長（当時）によつて昨年一月に公表されたこの新「海洋戦略」は、事前に前方展開した米空母戦闘群や戦艦戦闘群が通常戦争開始と同時にソ連

の聖域とする海洋に突入して、海峡封鎖作戦などを駆使しながら戦略原潜の撃滅と全ソ連艦隊の撃破作戦と極東ソ連軍基地への縦深攻撃を遂行し、さらに千島列島・サハリンなどを駆使しながら戦略原潜の撃滅と全ソ連への海兵両用戦力による強襲上陸作戦を展開するというのである。戦略予備戦力である戦略原潜の撃破とソ連本土周辺への空母や対地攻撃用核トマホーク搭載艦艇の展開といふこの極めて攻勢的な作戦は、通常戦レベルでの核バランスを有利に転換し、米国優位下に戦局を制御して対ソ戦争勝利を企図するものにほかならない。

米海軍は、黒海深部で東地中海演習（昨年

三月）、イギリス初参加の下に「リムパック八六」（六月）、北西大西洋・バルト海・北欧での制海・失地奪回作戦などを盛り込んだNATO軍（ノーザン・ウェディング八六）演習（八一九月）、ニュージャージー戦艦戦闘群・レンジャー空母機動部隊を投入した日本海・ウラジオストック沖演習（九月）を相次いで敢行し、世界的規模での同盟国との共同作戦によってこの攻勢的な新海洋戦略の遂行態勢を整えようとしているのである。

## 五、新海洋戦略下の日米共同作戦態勢

このような新「海洋戦略」の下でNATO正面有事と連動した自衛隊の「北方前方防衛戦略」は、ソ連太平洋艦隊の太平洋進出を封殺して太平洋の戦略的制海を確保しつつ、米空母戦闘群や戦艦戦闘グループや水陸両用部隊の北西太平洋への前方展開のための海上交通線を防衛し、米海軍の日本海・オホーツク海突入路を確保するとともに、戦略原潜を含むソ連潜水艦、水上艦隊の撃滅と極東ソ連軍基地への攻撃を支援して、米ソの核の力関係の転換とソ連戦力の分散化を企図する極めて攻勢的な軍事戦略なのである。

## 六、三海峡封鎖・洋上防空・北方前方防衛を支える正面装備の調達

1 北方前方防衛戦略下の陸上戦力整備  
陸上装備は、三海峡周辺部防衛と北海道・

る任務分担の調整と共同作戦体制の強化をかるために、この間、「日米共同作戦計画」（四年署名）について「シーレーン防衛共同研究」が調印（昨年一月）され、共同作戦研究・共同訓練態勢の拡充（昨年九月の日米防衛首脳協議）や作戦・情報通信・後方支援・装備の相互運用性に関する共同研究開始（一月の一七回日米安保事務レベル協議）が合意された。さらに自衛隊はこの新「海洋戦略」に対応する「北方前方防衛戦略」を基礎として、米海軍の前方展開と攻勢作戦を支える三海峡封鎖・シーレーン防衛のための海上防衛と北方重点配備の研究（八六年五月海上防衛体制研究会・陸上防衛体制研究会発足）を進めている。また、自衛隊はこの攻勢的戦略に不可欠な統合運用体制の推進をはかるために三自衛隊の共同演習をすすめるとともに、昨年開始した日米統合指揮所演習および実動演習の定例化を図りつづる。こうしてわが国防能力の定性的歯止めとしての「專守防衛戦略」の廃棄が着々と進行しているのである。

グローバルな同盟国との共同作戦を基軸とするこの新「海洋戦略」に基づいて日米によ

東北地域への着上陸阻止を企図する北方前方防衛戦略の下に、戦力の青函以北への集中配備と水際防衛のための決戦兵器の整備を目指している。

〔縦深的な対装甲火力の整備〕 対機甲戦力の中核兵器である七四式戦車は五二両の調達で戦車総数一九二両とし、六一式戦車を更新すると共に来年度以降の北部方面隊各師団戦車大隊への集中増配を支える。また、A H-1S 対戦車ヘリは第三対戦車ヘリ隊一個飛行隊の新編成分であり、引き続き北海道・東北方面への集中配備によって北方の対装甲機動火力の拡充を図る。さらに、六〇式一〇六ミリ無反動砲にかわる七九式対舟艇・対戦車誘導弾を引き続き調達、中対戦車誘導弾の新規調達によって師団対戦車隊の重層的な火力近代化をすすめる。

#### 〔遠戦火力の増強〕

引き続き本州・九州の各師団特科連隊に長射程一五五ミリ榴弾砲

FH70、本州の方面隊特科群に二〇三ミリ自走砲を調達し、師団・方面隊の全般支援火力の増強を図る。また、自走砲配備を終えた北海道の火砲部隊に砲側弾薬車を新規導入し、二〇三ミリ自走榴弾砲への弾薬・操作員の随伴能力を強化して遠戦火力の野外機動性の向上をはかるとしている。

#### 〔重層的な防空戦力の拡充〕 改良改善II

型ホークの北部方面隊第一高射特科群への初

めての実戦配備、八一式短距離地対空誘導弾の本州師団配備、携帯式地対空誘導弾の継続調達などのほかに、新高射機関砲の新規導入が要求されている。L90 機関砲にかえて機動性のある装甲車両搭載の高射機関砲を装備することによって、装甲・自動車化しつつある北方師団に随伴する防空戦力を拡充しようとするものであり、これによって流動的な野戦部隊は高空域・広域から低空域・直上までの重層的な防空能力を確保することとなる。

さらに、一定の威力偵察をめざす武装した偵察警戒車の新規導入のほかに、新機械化師団のための新型戦車・装甲歩兵戦闘車の開発推進、水際撃破の中軸兵器である地対艦誘導弾SSM-1開発の最終試験の実施、普通科部隊用の新携帯短SAMの開発、師団対空情報処理システムの研究開発などを盛り込んでいる。

## 2 三海峡封鎖作戦の海洋戦力整備

海洋戦力は、米国の新海洋戦略の下に三海峡封鎖・シーレーン防衛のための対潜・対艦・対空戦力の総合的な整備をはかつていく。

〔海峡封鎖能力の強化〕 二隻調達されるDEは、対潜・対艦攻撃力に個艦防空能力を加えてDDに準ずる戦闘能力を装備した近代化艦で、脅威の高い海峡・港湾防衛などにあたる地方隊一〇個隊汎用艦三〇隻体制を目指している。

すものである。また、二四〇〇t型潜水艦は新型高性能対潜魚雷と対艦ミサイル・ハープーン搭載の新型艦の二隻目の調達で、三海峡の監視・哨戒と敵潜水艦・水上艦攻撃を任務とする潜水艦隊近代化と一六隻体制確立を目指している。

#### 〔艦隊防衛・対潜能力の拡充〕

広域対潜哨戒・制圧を任務とするP-3Cは、九機の調達によって九〇年度には総計六六機、第八番目のP-3C飛行隊用が取得される。また、艦隊前方に展開して対潜捜索作戦を展開する

艦載型HSS-2B対潜ヘリは、来年度調達分と新型SH-60Jの八九年度導入で総計四六機となり、四個護衛隊群への完備をほぼ達成する。陸上型は旧型ヘリの更新を進め、海峡・沿岸防衛能力の向上を図ろうとしている。これらの対潜航空機の近代化と急速整備は、前方展開と敵水域への侵攻を図る日米艦隊の対潜防衛およびソ連潜水艦の封じ込め・撃滅のための対潜作戦能力の拡充を企図したものである。

このほか、機雷による三海峡などの逆封鎖に対処するため新型掃海ヘリの二隊目分の調達、EP-3の新規調達による電力戦データ収集能力の近代化、艦対艦ミサイルの開発推進などが計画されている。

### 3 洋上防空構想下の航空戦力

航空戦力は、北西太平洋への前方展開と日本海・オホーツク海への突入をはかる米空母艦隊を航空機・艦艇による対艦攻撃から防衛し、さらに三海峡周辺への着上陸阻止作戦を支援する北部方面重視の能力向上を図つてい

る。

〔洋上防空作戦能力の確立〕 六隊目の調達を終えたF-15は、一二機で千歳と百里の飛行隊定数の増加を果たそうとしている。また、OTHレーダー導入のための調査費六〇〇万円が計上されている。これらは、最大探知距離三〇〇〇kmに及ぶOTHレーダーを南西諸島に配備し、ウラジオストク、サハリン、千島列島、北西太平洋を監視、ソ連のパックファイア等を早期探知し、空中給油機の支援の下に、E-2Cや導入が検討されているE-3Aなどの早期警戒・空中管制機で敵機を捕捉、F-15戦闘機で迎撃、さらに突破した敵機を導入予定のエイジス艦で撃滅する洋上防空体制の確立に着手するものである。

〔着上陸阻止の対地・対艦攻撃力の向上〕

F-4EJの第一次改修費（八機）として一七八億円を計上、全一〇〇機の改善に着手している。この改修はF-15と同等の対空戦闘兵器の使用能力を付与すると共に、空対艦ミサイルASM-1の装備能力と精密

爆撃能力の付加により、対艦・対地攻撃能力の飛躍的向上を図るものである。さらに、空自はF-1更新用としてF-16やF-18に匹敵する次期支援戦闘機の調達方式の検討を進めており、これらによつて、空自は防空作戦のほかに着上陸阻止作戦や水上打撃戦のための対地・地艦攻撃支援戦力の飛躍的強化を企図している。

〔全般的な防空能力の改善〕 機動性・対処可能高度・同時多目標対処能力にすぐれたペトリオット地対空ミサイルは、三沢の第六高射群に二番目の実戦配備を予定しており、北部方面の高空域防空能力の重点的な向上を目指している。さらに、空自は今回の八一式短SAM、携帯式SAM、対空機関砲の調達によって千歳のついで三沢に第二基地防空群を新編成し、北方の航空基地・レーダーサイトの防空体制を確立しようとしている。

このほかに、空対艦新型ミサイルの開発推進、F-15の後方警戒装置の開発着手、新携帯SAMの新規開発が進められようとしている。

#### 4 指揮通信・情報機能の拡充

統合運用を進める自衛隊は、来年度予算で防衛統合デジタル通信網（IDDN）の整備に着手し、通信衛星を活用した統合的な通信網の確立を図ろうとしている。また、「海洋戦

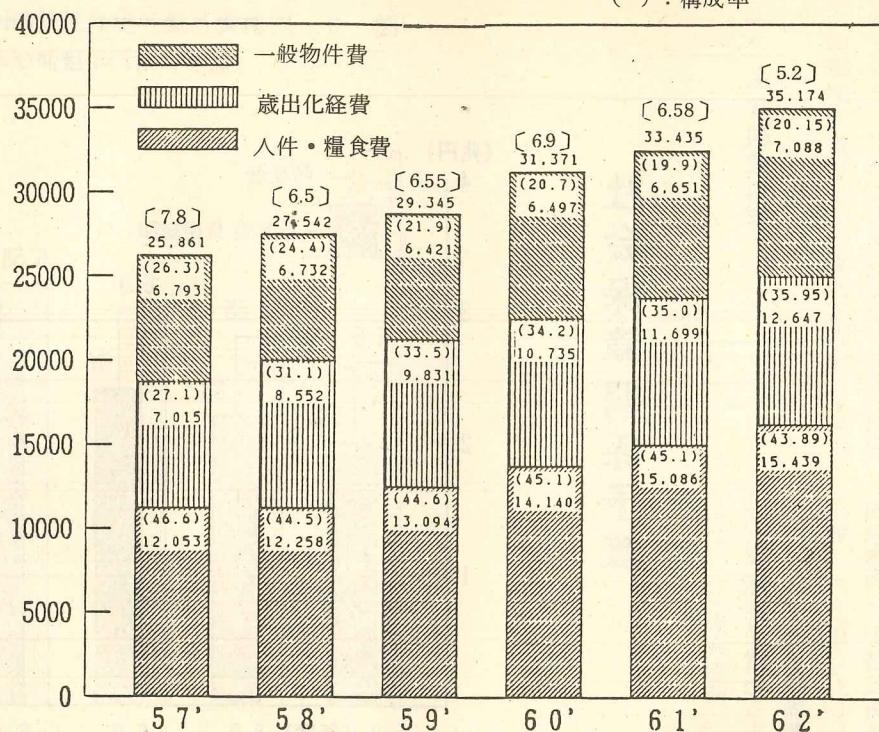
略」にともなう洋上通信の信頼性向上のために潜水艦用超長波通信所（VLF）の開設と艦艇用衛星通信機能の整備をすすめようとしている。

表-1 中期防の進行情況

	「一 調達量」		中期防 整備量 (C)	達成率 (%) A+B/C
	62年度 (A)	61年度 (B)		
◇陸 上				
74式戦車	52	56	246	43.9
対戦車ヘリAH1S	8	8	43	37.2
輸送ヘリCH47J	4	4	24	33.3
◇海 上				
護衛艦	2	3	9	55.6
潜水艦	1	1	5	40.0
対潜哨戒機P3C	9	10	50	38.0
掃海ヘリMH53E	2	4	12	50.0
◇航 空				
要撃戦闘機F15	12	12	63	38.1
輸送機C13H	3	2	7	71.4
輸送ヘリCH47J	2	3	12	41.7
中等練習機T4	20	12	93	34.4
ペトリオット	1	1	5	40.0

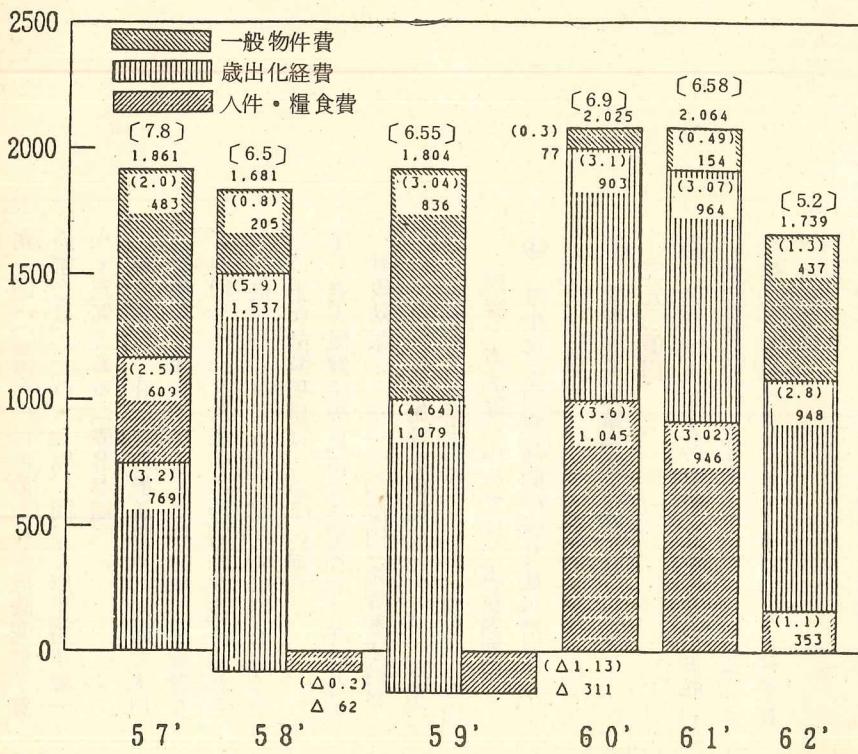
図一1 歳出予算(三分類)

単位：億円、%  
〔 〕：対前年度伸率  
( )：構成率

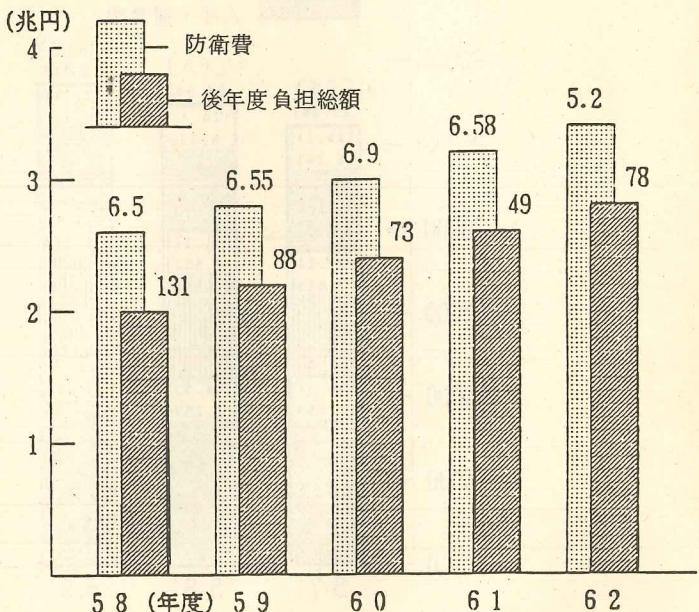


図一2 防衛関係費の対前年度増加額推移

単位：億円、%  
〔 〕：対前年度伸率  
( )：寄与率



図一三 防衛費と後年度負担総額の推移  
(数字は対前年度伸び率、%)



## 社会保障関係予算

### 一、主な削減内容

社会保障関係費は、一〇兆八五九億五六〇〇万円となり、前年度と比べて二・六%の増

### 二、具体的な問題点（主な事例）

となつた（表A参照）。なお、厚生省予算は、社会保障関係費から失業対策費（労働省所管）等を除き、恩給関係費等を加えたもので、一兆二六五億二八〇〇万円、二・六%（二五四四億円）の増である。国の予算全体（五四

兆一〇一〇億円）に占める社会保障関係予算の割合は、一八・七%、同じく厚生省予算一八・五%である（表B参照）。

厚生省は、昨年夏の概算要求の段階で人口の高齢化に伴なう年金、各種手当、医療費などの増で四一八八億円の特別枠が認められた。最終的には二五四四億円増に抑え込まれた。主な削減項目は、以下の通り。

- ① 老人保健法改正による昭和六二年度分の財政効果……三一〇〇億円 概算要求時は、六一年六月実施等を前提に約三九六〇億円
- ② 医療費の適正化等……約一四〇〇億円（内容・方法等については、現在調整中）
- ③ 厚生年金国庫補助の繰り延べ措置……三六〇〇億円
- ④ 政管健保国庫補助の繰り延べ措置……一三五〇億円
- ⑤ 旧法国民年金の老齢年金の年六回払い（現行四回）への変更……七〇〇億円（六三年二月実施とすることにより一一カ月予算となる）

(表A) 社会保障関係費の推移

単位：億円・%

	60年 度		61年 度		62年 度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	9,573.7	2.7	9,834.6	2.7	10,089.6	2.6
生活保護費	1,081.5	△5.1	1,110.1	2.6	1,114.7	0.4
社会福祉費	2,004.2	0.3	1,900.2	△5.2	2,015.8	6.1
社会保険費	5,658.4	5.8	5,964.0	5.4	6,097.4	2.2
保健衛生対策費	4,621	△1.0	4,961	7.4	5,006	0.9
失業対策費	3,673	△0.0	3,642	△0.9	3,610	△0.9

※注：いずれも当初予算

(表B)  
社会保障関係費の割合

昭和56年度	18.9%
57 "	18.3%
58 "	18.1%
59 "	18.4%
60 "	18.2%
61 "	18.2%
62 "	18.7%

(表C) 生活扶助基準の改定

標準3人世帯(月額)

61年 度		62年 度	
1級地	円 126,977	1-1級地(1.7%)	129,136円
		1-2級地(1.6%)	129,009円
2級地	115,555	2-1級地(1.7%)	117,519円
		2-2級地(1.6%)	117,404円
3級地	104,134	3-1級地(1.7%)	105,904円
		3-2級地(1.6%)	105,800円

※( )は改定率である。

(2) 高齢者福祉関係は若干でも前進をみているものの、タテワリ行政の弊害を克服して、高齢者の自治的活力を推進力とする姿勢に欠けている……デイ・サービス・センター二〇カ所→四一〇カ所、家庭奉仕員（常勤換算）二万三五五五人→二万五三〇五人、高齢者サービス総合調整推進事業（新）、家庭奉仕員講習会推進事業（新）などは評価できるが、バラバラ行政の批判を免れない問題をもつていて。たとえば、デイ・サー

これらに伴うトラブルには、行政窓口の対応に反省を要するケースだけでなく、行政推進の政府自らが施策の改善を必要とする場合が多い。

護・年金をはじめとする各種給付は、表C・D・Eにみるよう若干の改善をみた。これは、昭和六一年一月から一二月までの消費者物価上昇率の見通し〇・七%（経企庁）を基礎として、他の要素をも勘案したものとされているが、問題は額のアップ率よりも、受給資格認定をめぐる窓口でのトラブルで、生活保護と離婚・未婚の母を対象とする児童扶養手当の場合にこれが多。前者は、申請者が所有する物品を売却すべき資産とみなし、後者は、申請者の男性関係を事実婚とみなし、それによって支払い拒否事由とするものである。

(表D) 年金額比較表

項目 年 金 額	年 度		6 1		6 2	
	スライド率		制 度 改 正		昭和 61 年の対前年消費者物価上昇率(0.6%)に対して改定	
	年 金 額	年 額	月 額	年 額	月 額	
〔厚生年金保険〕 61年改正時モデル 老齢年金 (32年5月加入・夫婦)	円 2,206,100 基本 2,019,300 加給 186,800	円 183,842	円 2,219,300 基本 2,031,400 加給 187,900	円 184,942		
障害年金・遺族年金 (最低保障額)	622,800	51,900	626,500	52,208		
遺族年金 (2子・最低保障額)	1,214,400 基本 622,800 寡婦 218,000 加給 373,600	101,200	1,221,600 基本 626,500 寡婦 219,300 加給 375,800	101,800		
〔国民年金〕 10年年金 5年年金 21年年金 昭和 62 年度最長期間 加入者 障害年金(1級) " (2級) 母子年金(子1人)	387,100 329,500 552,300 778,500 622,800 809,600 母子 622,800 母子加算 186,800	32,258 27,458 46,025 64,875 51,900 67,467	389,400 331,500 555,600 783,100 626,500 814,400 母子 626,500 母子加算 187,900	32,450 27,625 46,300 65,258 52,208 67,867		
老齢基礎年金 障害基礎年金(1級) " (2級) 遺族基礎年金(子1人)	622,800 778,500 622,800 809,600 基本 622,800 加算 186,800	51,900 64,875 51,900 67,467	626,500 783,100 626,500 814,400 基本 626,500 加算 187,900	52,208 65,258 52,208 67,867		
〔老齢福祉年金〕 収入 600 万円未満 収入 600 万円以上 876 万円未満	326,400 288,000 (注1)	27,200 24,000	328,800 289,200 (注2)	27,400 24,100		

(注1) 扶養義務者等の収入が6世帯で600万円以上876万円未満である場合は、38,400円(月額3,200円)を支給停止し、288,000円(月額24,000円)を支給する。

(注2) 扶養義務者等の収入が6人世帯で600万円以上876万円未満である場合は、39,600円(月額3,300円)を支給停止し、289,200円(月額24,100円)を支給する。

(表E) 各種手当の引上げ

○ 特別児童扶養手当	{ 1級 2級	4 0,8 0 0 2 7,2 0 0	→ 4 1,1 0 0 → 2 7,4 0 0
○ 福祉手当		1 1,5 5 0	→ 1 1,6 5 0
○ 障害児福祉手当		1 1,5 5 0	→ 1 1,6 5 0
○ 特別障害者手当		2 0,8 0 0	→ 2 0,9 0 0
○ 児童扶養手当	{ 3 3,7 0 0 2 2,5 0 0	→ 2 3,9 0 0 → 2 2,7 0 0	
○ 児童手当	{ 5,0 0 0 2,5 0 0	→ 5,0 0 0 → 2,5 0 0	
○ 戰傷病者戦没者遺族等に対する援護年金の改善(62年4月から2.0%引き上げ)			
遺族年金・遺族給与金(公務死)			
	現 行	昭 62.4 ~	昭 62.8 ~
	「 1,511,000円 → 1,539,000円 → 1,543,400円」		
障害年金(公務傷病第1項症)	現 行	昭 62.4 ~	
	「 4,465,000円 → 4,554,000円」		
○ 原爆被爆者に対する医療特別手当等手当額の引上げ(昭和62年4月より月額)			
医療特別手当	1 1 0,8 0 0 円	→ 1 1 1,6 0 0 円	
特別手当	4 0,8 0 0 円	→ 4 1,1 0 0 円	
原子爆弾小頭症手当	3 8,1 0 0 円	→ 3 8,4 0 0 円	
健康管理手当	2 7,2 0 0 円	→ 2 7,4 0 0 円	
保健手当	1 3,6 0 0 円	→ 1 3,7 0 0 円	
	2 7,2 0 0 円	→ 2 7,4 0 0 円	
家族介護手当	1 1,5 5 0 円	→ 1 1,6 5 0 円	
介護手当	3 7,4 0 0 円	→ 3 8,2 0 0 円	

③

老人保健施設(八〇カ所、二〇億円)は、標準的な入所定員五〇人とし、「車イスで通える距離に、小規模で」という声に反している……施設整備費補助金として、新築には一カ所四〇〇〇万円(四〇カ所分)、改修には同じく一二〇〇万円(四〇カ所分)を定額交付する。このほか、六一年度の一〇カ所に運営費四億円がついた。これは入所者一人当たり月一〇万円の交付を前提に計上されたもの。

老人保健施設のあるべき姿は、(イ)入所定員四五人の「ケア付き住宅」を小学校区に一カ所、(ロ)通所機能と居宅サービス機能(介護者等の家庭派遣)を必置、(ハ)利用者負担の公平を確保するため、老人保健法による通・入院時的一部負担を適用――などが必要である。

ビスは老人保健施設でも実施されるようになるが、担当部局も予算も違うため、サービス内容に格差が生じる恐れがある。このような事態をなくすには、対象者たる老人やその家族が制度と施設の企画・運営に参画し、イニシアチブを發揮できるようになる必要がある。ところが、高齢者サービス総合調整会議(都道府県レベル)も同チーム(市町村レベル)も、行政と医師、保健婦など専門家中心で、利用者・市民は参加できない構想になっている。

(4) いわゆる小規模作業所に予算がついた

が、補助対象団体が限定され、これに参加

していない施設に交付されないのは、不公平

である（表F参照）……従来から補助さ

れている精神薄弱者通所援護事業は、一四

一カ所・九八〇〇万円→一六八カ所・一億

一八〇〇万円（一カ所年額七〇万円、以下

同じ）、（社会福祉法人全日本精神薄弱者育

成会）（通称育成会）、新規施策として、在宅

重度障害者通所援護事業は、七五カ所・五

三〇〇万円（社会福祉法人日本身体障害者

団体連合会）（通称日身連）、同じく精神障害

者小規模保護作業所は、四八カ所・三三六

〇万円（財団法人全国精神障害者家族会連

合会）（通称全家連）となっている。

対象団体が公益法人に限られている理由

には、法律上の根拠はなく、行政がコント

ロールしやすいというだけである。憲法第

八七条（公の財産の支出又は利用の制限）

は「公金その他の公の財産は、（中略）公の

支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の

事業に対し、これを支出し、又はその利用

に供してはならない」としているが、社会

福祉事業が「慈善」「博愛」でしかなかつ

た時代は、すでに遠い昔のことである。

なお、社会局厚生課は、在宅重度障害者

通所援護事業については、今後、助成団体

等具体的につめていくこととしている。

とれた規模のものとしていくため総合的な見地から検討を行う」

として、年末までの宿題とされていたもの

を先送りしてしまったのである。

国民健康保険助成費は六・八%増となつたが、最高の保険料なのに最低の給付水準

という矛盾した事態を解決できない……助

成費は、総額二兆二四九三・六億円、四捨

五入であれば二兆二四九四億円で前年度に

比べて一四二五億八〇〇〇万円の増。この

中には、(1)老健法改正、(2)常時四～三人の

従業員を使用する法人事務所（全業種）へ

の政管健保適用、(3)個人事業所への政管健

保の任意包括適用、(4)被扶養者認定基準の

改正（年収九〇万円→一〇〇万円）、などが

前提として盛り込まれている。

なお、国保に対する国庫からの助成を一部都道府県に振り替える措置は、とりあえず見送りになつたが、大蔵、自治、厚生三省で引き続き検討することとされ、六三年度予算編成にむけて監視を怠るわけにはいかない状況である。

(7) 政管健保の国庫補助繰り延べをやめて、保険料率の引き下げ財源にすべきである……この措置は、昭和六〇年度九三九億円、六一年度一三〇〇億円に統くもので、その額一三五〇億円は、三回のうち最高。

これに対して、社会保険審議会は遺憾の

医療費の適正化といつても、従来方針以上ものは、いつさい示されていない……概算要求段階では、これによる縮減効果一四〇〇億円のうち約五〇〇億円が従来ベスの分で、残り九〇〇億円は年末までに確定する予定の新たな施策による、とコメントされていた。しかし、新規施策は示されず、そのかわりに「国民医療総合対策本部」（六二年一月一四日、本部長＝厚生事務次官）が設置された。その趣旨は、「医療システムの合理化、効率化を推進し、併せて国民医療費を国民経済と調和の

(表F) 小規模作業所の補助対象団体

	加盟施設	非加盟施設	備考
育成会	373	561 (外に自治体立 98)	60年9月 育成会調べ
日身連	不明	不明	
全家連	96	51	59年11月 厚生省調べ

意を表明するとともに、(イ)特例措置の額は極力圧縮に努めることと、(ロ)政管健保の財政収支に不足が見込まれる場合、あるいは国家財政再建時には、利子相当分を含め繰戻すこと、(ハ)保険料率は六一年度と同様の措置(一%を一年間に限つて引き下げ)を講ずること、などの意見書をまとめた(昭和六一年一二月二十四日)。

このような経過の結果、保険料率は六一年度と同様、八三%(本来は八四%、一%は約四〇〇億円)とするとともに、配偶者健診の新設など成人病予防健診事業の拡充(実施人員一四万五〇〇〇人→一六〇万人)が図られた。

なお、政管健保は六一年度末約五四一〇億円の積立て金をもつことが見込まれた、今回措置はその四分の一程度を国庫補助から減額することとしたもの。年金と違つて積立金をもつ必要のない健保は、それをすべて加入者に還元すべきであり、被保険者(家族を含めて約三三〇〇万人)は、約一三%分の引き下げ財源を忘れてはならない。

(8) 年金積立金の自主運用(一兆円・新)は一步前進だが、年金福祉事業団にこれを実施させるため、被保険者が関与できない六一年度には、還元融資資金の一部(当初三〇〇〇億、その後追加されて五〇〇〇億円)が「資金確保事業」の名で事業団の

運用に委ねられた(六二年度予算案では五〇〇〇億円)。これは、運用収益が事業団に入るが、新規の自主運用は、資金運用部預託金の一部を原資として事業団が実施するものの、運用収益は厚生・国年特別会計に納付させ、年金財源の強化を図るとしている。

(9) 廃棄物対策費が前年度を下回ったことは、生活と環境の実状を無視したものといわねばならない……廃棄物対策費は、合計六二〇億円(約一五億円の減)で、その内訳は、(イ)一般廃棄物処理施設の整備六一三億円(二二億円減)、(ロ)産業廃棄物処理対策強化費約六〇〇〇万円(五〇五万円の増)などとなつていて。主な減額分は、(イ)のうち継続事業分が多かつたため(次年度分からは小額となる)と生活衛生局環境整備課は弁解しているが、要するに新規事業分が削減されたためと思われる。

(10) 厚生省関係での税制改正の概要は、別の機会に紹介、批判することとするが、社会保険診療報酬の特例措置の存続、医療費控除の足切り限度額の引き上げ(五万円→一〇万円)などの問題がある……これと関連して、老人、障害者、母子、寡婦に対する少額貯蓄非課税制度の存続がある。これは歓迎すべきことなのだが、まだ障害者と認められていない一部の内臓障害者や難病者(特定疾患対策対象者)のそれは課税対象となるため、新たな問題を生じることになる。また、売上税は医療保険給付にはかからぬ。ただし保険外負担分については課税対象となるが、国公立施設ではかからないという(厚生省見解)。同じ保険外でも正常分娩は対象外といったこととあわせて、新たな混乱と不公平の原因となるといわなければならない。

なお、国民健康保険税の課税限度額は、年額三七万円から三九万円にわずかな改善をみた。

なお、現行廃掃法上、産業廃棄物処理は排出者責任となつていて、予算のつくのは一般廃棄物処理施設(補助率は、し尿処理施設 $\frac{1}{3}$ 、ゴミ処理施設 $\frac{1}{4}$ 、ただし公害防止計画策定地はすべて $\frac{1}{2}$ )だけで、産廃処理施設の整備は結局企業によって自治体に押しつけられる事になる。予算だけではなく、法・制度の抜本的な見直しが必要なゆえんである。



## 労 働 関 係 予 算

### 一、相変わらず「ゆっくり・後追い」の予算

マイクロエレクトロニクス(ME)を中心とする新技術革新の進展、産業・就業構造の変化、高齢社会化、女性の社会的進出、国際経済摩擦の激化、等の社会的経済的变化の中で、労働行政の課題は山積している。特に、一昨年秋のG5(主要先進国蔵相会議)以来の円高の急激な進展の中、雇用・失業情勢が悪化しており、その対策が急がれている。しかし、予算案をみると、これらの諸課題に対応し、わが党の主張に沿つた新規施策や従来施策の拡充も若干みられるが、それらにしても取組みの遅れが目立ち、質量ともに不十分である上、後退しているものも少なくない。これは、労働行政上の責任を回避しようとする自民党内閣の姿勢を反映したもので、「軍事費優先・国民生活切捨て」政策の一環として、きびしく追及されなければならない。

特に、最近の雇用・失業情勢の悪化は、わが党がこれまで繰り返し主張してきた経済・

産業政策の転換に真剣に耳を傾けず、問題を先送りしてきた上に、政治的な円高調整を行なった結果であり、自民党政のツケが一気に勤労国民に回ってきたものと言うべきであつて、自民党政の責任はきわめて重大である。

### 二、一般会計の縮小化と労働保険特別会計への依存の深化

#### ①労働省独自財源(一般会計)が年々縮小

し、それに伴つて、労働省の施策が、ますます労働保険特別会計(労災保険及び雇用保険)への依存を深めていること、このため、

②本来一般会計が負担すべき労働省職員人件費や施設整備費、事務費等の多くが、労働保険特別会計の負担とされていること、また、

③保険料収入があたかも政府(労働省)の

収入であるかのように扱われ、労働保険事業が(国会承認が前提となつては言え)行政側のその時々の財政的・政策的都合で、言わば恣意的に運営されていること。

など、労働省関係予算の最も基本的な問

題点は、一向に改善されていないだけではなく、八七年度予算案において、そうした傾向・問題性はさらに強まっている。

例えば、①労働省関係予算全体(四兆五三六九億五九〇〇万円)に占める労働保険特別会計(四兆〇二九〇億円)の割合は八八・八〇%(前年度予算では八八・〇一%)にものぼっており、②労働省職員人件費のうち一万〇三九三人分、約六七六億三八〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている(前年度は一万〇三七三人分、約六五六億八六〇〇万円)が、これは労働省職員全体の四一・八二%、人件費全体の三八・〇二%にあたる(前年度はそれぞれ四一・六九%、三八・四八%)。このほか、石炭勘定で一〇人分、一億二三〇〇万円を負担)

施策内容では、①中退金共済法の改正で、八六年一二月から一般会計による退職金給付費補助(八六年度予算額は一九億二五〇〇万円)が労働保険特別会計による掛金助成(八六年度予算額は七億一六〇〇万円)に切り替えられたが、施策自体は評価できるものの、その平年度化により、八七年度予算における掛金助成のための労働保険特別会計の負担は五九億五九〇〇万円増となつて、②総額一一三三億二三〇〇万円という「三〇万人雇用開発プログラム」(資料1)も、そのすべてが労働保険特別会計の負担によるものとなつ

てはいる——といった具合である。

なお、一般会計（四八八四億三五〇〇万円）は、労働省職員人件費（一一〇一億二七〇〇万円）と失業対策費（三五八四億七一〇〇万円）。資料2参照）とがほとんど（四六八五億九八〇〇万円、九五・九%）を占めているが、失業対策費のうち、失業対策事業費補助金が大幅に減っている（二五六億八一〇〇万円）。

労働省は、八六年度から失業対策事業における年齢制限（六五歳線引き）の段階的実施（八六年度は七〇歳以上。八月一日実施）を進めているが、八七年度は六九歳以上が対象とされる（四月一日実施）。このため失対事業の吸収人員は、八五年度の四万三七〇〇人、八六年度上期（七月まで）四万二〇〇〇人、下期（八月以降）二万七二〇〇人から、八七年度はさらに減員されて二万一五〇〇人となつていて。

また、労働基準監督官等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な第一線職員も、その不足が改善されるどころか、相変わらず減らされている（資料3）。

「三〇万人雇用開発プログラム」は、悪化する雇用・失業情勢に対処するものとして、鳴物入りで予算化された。

同プログラムには、①すでに実施されている雇用調整助成金制度や特定求職者雇用開発助成金制度の拡充適用の継続等、及び、②現行地域雇用促進給付金制度を拡充する内容の地域雇用開発助成金制度や、中小企業の事業転換等に伴う能力開発に対する助成制度、不況業種の在職者等に対する職業転換訓練助成制度等の創設が盛り込まれており、これらについて、緊急対策としては、一応評価できる。しかし、以下指摘するような基本的問題点がある。

## 2 「三〇万人」の内容と実効性に疑問

① 「三〇万人」の内容（資料1参照）を見るに、結果的に一部ダブルカウントになる可能性がある。今日の厳しい雇用情勢のもとでは、部分的には、「休業・教育訓練」（雇用調整助成金）や「職業転換訓練」（職業転換訓練助成金＝新設）を実施してもなお雇用が確保されず、その後「出向・再就職あつせん」（雇用調整助成金）を実施し、あるいは離職・失業後に再就職（地域雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金）することになるという場合も十分予想されるからである。

## 三、「三〇万人雇用開発プログラム」批判

1 部分的には評価できるが……

い。

### 3 相変らず国の基本的責務を回避

① 職業転換訓練は、委託訓練が中心となつてゐる。

公共職業訓練施設の質量両面の拡充をおざりにしてきた結果、当面緊急の措置としてはやむを得ない面もあるが、職業訓練に関する国の責任を回避しようとする自民党政府の姿勢は、ここでも批判されなければならない。

② 事業主団体が設立準備を進めている「産業雇用安定センター」に対する運営費補助として、五億円余りが計上されている。これは、使用者側の主導で大規模な「出向等あつせん事業」を開始しようというものである。

出向については、従来、雇用関係が複雑になることから、使用者責任や労働条件等の面で様々な問題が生じており、しかも、出向は、雇用調整の方法として、しばしば安易に、かつ、当該労働者の抱える事情や同意なしに、事業主の利益に沿つて、業務命令として行なわれてきた。そして今日、最近の雇用・失業情勢を反映して、出向による雇用調整が増大する傾向になり、同センターは、事業主側がこうした状況に対処しようというものだが、労働省は、出向をめぐる様々な問題点が基本的に未解決のま

ま、事業主側主導の「出向等あつせん事業」を財政的に援助しようとしている。出向が本人や関係労働組合の同意を前提とし、かつ、単に事業主側が自主的に行なう場合はともかく、これを「公認」し、これに対しても国が無制限に援助するということであれば、職業紹介は原則として国が行なうべきものであるという職業安定法の精神や、公共職業安定機関の機能に及ぼす影響等からばならない。

③ さらに、今日の雇用情勢の深刻さ——経済的・社会的・国際的な大きな変化をふまえ、中長期的観点に立つならば、今後の雇用対策は、従来のように、言わば経済政策や産業政策等に従属し、そのシワ寄せを受ける労働者に対する後追い対策であるといふ性格から脱却して、逆に、経済政策や産業政策等に不可欠の要素、むしろその目的として企画立案の段階から雇用政策を組みつてきたこと、職業紹介に関する国の責任を回避しようとする自民党政府の姿勢は、ここでも批判されなければならない。

公共職業紹介機関の質量両面の拡充を怠つてきしたこと、職業紹介に関する国の責任を回避しようとする自民党政府の姿勢は、ここでも批判されなければならない。

④ 技本的解決に消極的

① 職業訓練や職業紹介の面で施策の拡充を図らなければならないことは当然だが、雇用対策としては、まず、企業が安易に労働者を解雇することのないよう、必要な規制措置を講じるべきであるが、それがない。

② また、全体としての雇用量を確保・拡大するという観点からも、今日、欧米諸国に比べて著しく長いわが国の労働時間の短縮を確実かつ早急に実現する必要があり、そのため完全週休二日制・週四〇時間労働制等を内容とする労働基準法改正等の法的措置を講じるべきであるが、それがない。(政



(資料1) 三〇万人雇用開発プログラム

		区分		予算額(百万円)
		教育訓練、出向等を活用した円滑な産業間、企業間移動等の促進	委託訓練を中心とした職業訓練(三ヶ月間)	
合計	(1) 職業転換訓練助成制度の創設	① 不況業種の在職者に対する訓練	② 特定不況業種の離職者に対する訓練	〔五六〕二九二五二 〔三八〕一三五〇七 〔四五〕七四五三
	② 産業雇用安定センターを活用した円滑な産業間、企業間労働移動の促進	① 産業雇用安定センターへの運営費補助の創設	② 出向、再就職あっせん制度の活用	〔五一〕五〇五四 〔一二〕一六三四三 〔五〇〕二
	○休業、教育訓練制度の活用	(3) 事業転換多角化に伴う能力開発の推進	出向 再就職あっせん雇入れ 中小企業事業転換等能力開発給付金の創設	〔一五八四一 〔六〕四〇二
	○雇用調整助成金の活用による失業の予防、雇用の維持	2. 雇用調整助成金の活用による失業の予防、雇用の維持	賃金助成 教育訓練 訓練費用	〔一一五〕六五〇四〇 〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	○地域雇用開発助成金制度の創設	3. 雇用機会の開発	賃金助成 教育訓練 訓練費用	〔九六〕六四〇七五 〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	○地域雇用開発事業の実施	(1) 総合的な地域雇用対策の実施	賃金助成 教育訓練 訓練費用	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	○高年齢者、特定不況業種離職者等の雇用機会の開発	② 地域雇用能力開発事業の実施	賃金助成 雇用機会拡大のための費用について助成	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	○特定求職者雇用開発助成金	② 地域雇用能力開発事業の実施	賃金助成 雇用機会拡大のための費用について助成	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	賃金助成 重度障害者等	四三地域	賃金助成 教育訓練 訓練費用	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	1 / 1 2 / 3 (2 / 3) ↓ 2 / 3 (3 / 4)	一八一日一、五〇〇円	1 / 2 (2 / 3) ↓ 2 / 3 (3 / 4)	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	1 / 1 2 / 3 (2 / 3) ↓ 2 / 3 (3 / 4)	〔九六〕六四〇七五	1 / 2 (2 / 3) ↓ 2 / 3 (3 / 4)	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九
	〔二九七千人〕	〔九六〕六四〇七五	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九	〔一九〕九六五 〔一六〕三六九

1. 助成率( )内は中小企業を表す。

2. [ ]内は、開発人員を示す。

(資料2) 失業対策費<注1>

項目	昭和61年度(当初)	昭和62年度予算案	前年比
	千円	千円	千円
1. 失業対策事業費	(53,997,800)	(28,317,000)	(△25,680,800)
失業対策事業費補助金	5,399,7800	28,317,000	△25,680,800
うち従来施策分	(30,859,800)	(22,001,000)	(△8,858,800)
激変緩和措置分<注2>	(23,138,000)	(6,316,000)	(△16,822,000)
2. 特定地域開発就労事業費	(5,408,000)	(5,475,000)	(67,000)
特定地域開発就労事業費補助金	5,408,000	5,475,000	67,000
3. 職業転換対策事業費	(21,495,514)	(27,169,304)	(5,673,790)
(1)就職促進手当	4,875,793	5,654,353	778,560
(2)職業転換特別給付金	6,329,94	6,898,70	5,687,6
(3)職業転換訓練費負担金<注3>	4,257,055	4,523,267	266,212
(4)職業転換訓練費補助金<注3>	207,067	61,182	△145,885
(5)高年齢者労働能力活用事業費等補助金	6,037,887	10,755,914	4,718,027
うち従来施策分	(3,604,887)	(4,282,434)	(677,547)
高年齢者就業機会開発事業費<注4>	(2,433,000)	(6,473,480)	(4,040,480)
(6)職業転換訓練費交付金	5,484,718	5,484,718	0
4. 雇用保険国庫負担金	(283,009,000)	(297,510,000)	(14,501,000)
①求職者給付費	282,159,000	296,660,000	14,501,000
②業務取扱費	850,000	850,000	0
計	363,910,314	358,471,304	△5,439,010

<注1>ここに掲げたのは労働省所管分で、政府の失業対策費としては、上記のほか、運輸省所管の船員雇用促進対策事業費2,568,614千円(61年度予算は282,221千円。2,286,393千円減)がある。

<注2>失業対策事業における年齢制限の実施(61年8月)に伴う激変緩和措置として、62年度においても、①引退者への特例給付金の支給5,437,000千円(1/2補助。61年度予算は22,360,000千円。16,923,000千円減)、②職業生活指導員の配置379,000千円(1/2補助。61年度予算は278,000千円。101,000千円増)、及び③小規模事業主体特例措置500,000千円(前年度同額)が講じられる。

<注3>61年度予算における「職業転換訓練費補助金」は、62年度予算案では「職業転換訓練費補助金」と「職業転換訓練費負担金」とに科目整理され、雇用対策法上「負担する」経費については「職業転換訓練費負担金」とされているため、61年度予算も同様に振り分けた。

<注4>61年度から高年齢者労働能力活用事業費等補助金の中に高年齢者就業機会開発事業費が新設されているが、その内訳は、①シルバー人材センター委託援助事業費3,837,480千円(61年度予算は1,467,000千円。2,370,480千円増)、②失対引退者団体委託援助事業費2,636,000千円(61年度予算は966,000千円。1,670,000千円増)、計6,473,480千円(61年度予算は2,433,000千円。1/3補助)。

(資料3) 労働基準監督署等の職員定数

	昭和60年度 予 算	昭和61年度 予 算	昭和62年度予算案			対前年度 増 減
			計 画 削減分	定 員 増減分		
労働基準監督署	人 2,773	人 2,756	△41	19	人 2,734	人 △22
都道府県婦人少年室	170	186	△1	11	196	10
公共職業安定所	8,472	8,436	△80	46	8,402	△34
中央労働委員会	73	72	△1	8	79	7
国営企業労働委員会 (旧公労委)	43	41	△2	△9	30	△11

### 一、一九八七年度予算の性格

一九八七年度の文教関係予算（文部省所管の一般会計）は、軍事費が遂に対GNP-1%枠を突破し、五・二%の異常な伸びを示した反面で、伸び率はわずかの〇・〇三%にすぎない。陰湿な“いじめ”などの問題行動に示される教育荒廃の克服のための教育改革が求められているにもかかわらず、臨調行革路線の下で文教予算が一貫して削減されてきたことは、中曾根内閣のすすめる教育改革の本質を暴露するものである。

予算の構成をみると、経常部門は八九・七%の四兆一〇五五億円、投資部門は一〇・三%の四六八二億円にすぎない。このように投資部門の比率が異常に低くなっているのは、毎年施設費が大幅に削減されてきた結果である。人件費と物件費の比率では、人件費七五・八%（前年度七四・六%）、物件費二四・二%である。このような状態がつづけば文部省予算の大半は人件費となり、ますます文部省は“教育公務員給与支払い機関”的性格を濃くすることとなる。このことはまた、教育、文化

の物的条件がいつそう軽視されていくことでもある。

次に費目別の構成比をみると、義務教育国庫負担金が二兆四四二六億円（五三・四%）、国立学校特別会計への繰り入れが一兆一一四億円（三四・三%）が大きく、反面、生涯学習・生涯スポーツ、文化の振興が呼ばれているにもかかわらず、社会教育関係費は二九一億円（〇・六%）、体育関係費は二六九億円（〇・六%）、文化関係費は三六四億円（〇・八%）といずれも一%にも満たない。

また、後述するように私学助成が抑制され、国立大学の入学金・検定料が値上げされ、教育費の父母負担が強まっていることも指摘しなければならない。そして重要なことは、「初任者研修制度」などの国民的合意を欠く臨教審答申の予算化を含んでいることである。

このように、八七年度予算（案）は、父母・国民の教育荒廃を克服し、豊かな教育の実現という願いに背を向け、また、生涯学習やスポーツ、文化へのニーズにまったく応えないものであり、負担を父母・国民に一層強いるものである。

## 文 教 関 係 予 算

## 二、具体的な内容と問題点

1 八七年度文教予算（一般会計）は、総額

四兆五七三七億四〇〇〇万円で〇・〇三%の伸び。国立学校特別会計は一兆七六〇七億円で、五・〇九%の伸び。財政投融資は九五七億七〇〇〇万円で、一七・一四%の伸びとなっている。一般会計の対政府予算全体に占める割合は八・四五%（前年同率）、対一般歳出に占める割合は、一四・〇四%（前年度一四・〇三%）となっている。

2 まず、ゆきとどいた教育に不可欠の「四〇人学級」など教職員定数の改善は一九八〇年度からスタートし、九二年度には完結しなければならないが、臨調行革路線の下で凍結・抑制されてきた。したがって、先進国の学級規模が二〇～三〇人であることを考えれば、この計画はむしろ早期に完結し、「三五人学級」に着手すべきである。教員定数については、自然減が一万二三〇〇人、改善増他が八六二二人、差し引き三六七八人の減である。改善増は七五八四人で「四〇人学級」が四四八四人、内訳は小学校三三〇二人、中学校一一八二人である。

次に、配置率の改善は三一〇〇人、内訳は「教頭・教諭等」が二二二五人、養護教員一二五人、栄養職員一五〇人、事務職員九〇人、特殊教育四一〇人である。改善増の他

に「最低保障」三二六人、八六年度の「四〇人学級実施済追認分」七二二人分が加えられた。

昨年に続き大蔵省は、事務職員、栄養職員を国庫負担の対象から除外する考えを示してきたが、わが党は党内に特別委員会を設置し、強力な態勢で取組みを行ない、その結果、大蔵省の企図を断念させたことは大きな成果である。なお、義務教育諸学校の教科書無償は維持された。

3 前述したように、この間投資部門が大きく切り込まれてきた。とくに施設費は毎年二ヶタにものぼる削減が加えられてきた。まず、公立学校施設整備費は八七年度も大きく削減され、マイナス一〇・一二%の二九六三億三二〇〇万円。そのうち公立学校施設整備費補助金はマイナス七・五六%、二六一〇億五〇〇万円で、事業量も四二一六m<sup>2</sup>→三八三七m<sup>2</sup>となった。また、急増地域における公立小中学校の規模適正化特別整備事業費補助金に至っては、マイナス二・五二%、三一二億八四〇〇万円も削減された。

4 臨調行革路線により学校給食の「合理化」がすすめられようとしているが、すでに施設設備の削減が続けられてきた。八七年度もマイナス一・四二%の五八億一五〇〇万円で七億五〇〇万円が削減された。そし

て、「教育の切捨て」が、こうした物的条件の大幅削減とともに、社会的に弱い層にしわ寄せをしていることは、要保護・準要保護児童生徒援助費がマイナス二・一八%となっていることにも示されている。

5 生涯学習・生涯スポーツ、文化活動の振興が国民的課題となつていてもかかわらず、これらの予算措置は実に寒々としたものであり、しかも最も削減しやすい対象分野とされている。

まず社会教育では、公立社会施設整備費がマイナス一五・九〇%と、大幅削減となつてている。社会教育事業の充実もマイナス〇・一三%，地域改善対策社会教育振興費

表1. 1970年度以降の文教関係予算

87 年 度	86 年 度	85 年 度	84 年 度	83 年 度	82 年 度	81 年 度	80 年 度	79 年 度	78 年 度	77 年 度	76 年 度	75 年 度	
0 • 02 % △	3 • 03 % △	3 • 70 % △	0 • 49 % △	1 • 41 % △	6 • 18 % △	9 • 86 % △	10 • 33 % △	12 • 55 % △	20 • 27 % △	17 • 36 % △	14 • 13 % △	24 • 50 % △	伸政 び府 文部 び省 伸対 政 歳対 一 出般
0 • 03 % △	0 • 04 % △	0 • 84 % △	1 • 11 % △	2 • 60 % △	4 • 73 % △	5 • 70 % △	11 • 59 % △	15 • 17 % △	13 • 81 % △	14 • 82 % △	35 • 48 % △	伸政 び府 文部 び省 伸対 政 歳対 一 出般	
8 • 45 % △	8 • 45 % △	8 • 72 % △	9 • 03 % △	9 • 00 % △	9 • 23 % △	9 • 55 % △	10 • 02 % △	10 • 46 % △	10 • 55 % △	11 • 02 % △	11 • 36 % △	11 • 29 % △	伸政 び府 文部 び省 伸対 政 歳対 一 出般
1 • 04 % △	14 • 03 % △	14 • 04 % △	13 • 03 % △	14 • 06 % △	13 • 90 % △	13 • 94 % △	13 • 88 % △	13 • 81 % △	14 • 09 % △	14 • 58 % △	14 • 66 % △	15 • 17 % △	歳対 一 出般

もマイナス四・五五%、民間社会教育活動振興費補助もマイナス一・〇七%。体育・スポーツ関係では、社会体育施設費がマイナス一一・二九%の六三億七二〇〇万円、学校体育施設費は五・〇%増の一億四五〇〇万円、学校体育の充実はマイナス七・〇二%、体育・スポーツ指導者養成等がマイナス八・一一%。

表2. 1987年度文部省所管(一般会計)の主要事項

区 分	62 年 度 予 定 額	61 年 度 予 算 額	差 増 △ 減 領	増△減率 (%)
義務・養護給与費	2,442,620	2,444,558	△ 1,938	△ 0.1
初任者研修の試行	3,010	0	3,010	-
私 学 助 成	322,250	320,250	2,000	0.6
私 大 経 常 費	244,350	243,850	500	0.2
私立高校等経常費	72,500	72,000	500	0.7
私大・大学院等教育研究装置	5,400	4,400	1,000	22.7
科 学 研 究 費	45,080	43,500	1,580	3.6
幼 稚 園 就 園 奨 励 費	12,798	13,000	△ 202	△ 1.6
公 立 学 校 施 設 費	296,332	329,701	△ 33,369	△ 10.1
教 科 書 購 入 費	43,264	45,603	△ 2,339	△ 5.1
育 英 事 業 費	81,956	80,660	1,296	1.6
社 会 体 育 文 化 施 設	14,267	16,060	△ 1,793	△ 11.2
国 立 学 校 へ 繰 り 入 れ	1,111,438	1,080,280	31,158	2.9
そ の 他	200,725	198,585	2,140	1.1
計	4,573,740	4,572,197	1,543	0.03

文化関係では、芸術・文化の振興が三・四%増で二五億六五〇〇万円。文化施設の施設整備費はマイナス一〇・三八%の一億六一〇〇万円。そのうち国立文化施設整備費は、たつたの四六〇〇万円（前年度二億円）。地方文化財保存施設等整備費もマイナス一五・〇八%で、これもわずかの四億二八〇〇万円。

また、「国際化」が叫ばれている今日、「芸術・スポーツ交流の推進」予算がマイナス四・二〇%となつていても恥ずかしい限りである。

6 このように「経済大国」として恥ずかしい予算編成の中で、臨教審関係の予算化に注視しなければならない。「六年制中等学校」などの「教育内容の改善」や「道徳教育の振興」（三三・六一%の一億五九〇〇万円）のほかに、「固定教師」づくりにつながるとして批判の出ている「初任者研修の試行」のために、三億一〇〇〇万円が計上されたことは極めて問題である。

また、学術振興関係では基礎研究が重視されねばならないのに、「重要基礎研究」はマイナスとなつていて反面、「産・学・官協同」の具体化である「民間等との共同研究等の促進」は大幅に増額され、「共同研究」は一三・六七%、「受託研究」は一一・〇四%も伸びている。

## 通商産業関係予算

### 一、予算案の基本的性格

一九八七年度通商産業省関係予算案は、きびしいマイナス・シーリングという基準のなかで、一般会計総額六五〇六億円と、前年度の七八二二億円と比べて一三一六億円の減額となり、対前年度比マイナス一七%となつている。このうち、石炭・石油特別会計繰入れ額は三三五〇億円であり、これも前年度より一三〇〇億円の減額となり、前年度マイナス二九%となつていてある。

中小企業対策予算も同様に、一九七三億円と前年度より七九億円の減額で、対前年度比で三・八%のマイナスとなつていて。しかし、中小企業対策費は、前年度が対前年度比マイナス五・九%であり、八七年度予算は、マイナス比が縮まつていているといえる。中小企業対策費のうち、通産省計上分は、一三六六億円と、前年度より五四億円の減額で対前年度比

マイナス三・八%である。

このように、通産省関係の予算は、一般会計はもとより、エネルギー対策の石特会計も、中小企業対策費も、すべてがマイナスとなり、国民の切実な要望である内需の拡大や、円高の是正、産業構造の転換などを、一般会計による出動によつて達成することはできない予算案となつていてある。

### 二、具体的な内容と問題点

八七年度通産省予算における重点政策は、  
① 國際的視点に立つた産業構造政策の推進  
② 活力ある国際経済社会の構築への貢献  
③ 内外の環境変化に対応した中小企業施策の推進  
④ 産業のニューフロンティアの拡大  
⑤ 長期的観点に立つた資源エネルギー政策

7 最後に、この間国立学校の授業料と入学金・検定料が毎年交互に引き上げられ、八七年度は入学金が一五万円→一八万円に、検定料が二万一〇〇〇円→二万三〇〇〇円に引き上げられる。国公私間の格差是正は、ことは本末転倒である。

私学助成の大幅増額、国公立の授業料、入学金の据え置きによつて行なわれるべきものであつて、私学助成を抑制し、国公立大の入学金・授業料の大幅引き上げをはかることは本末転倒である。

⑥ 快適でゆとりある国民生活の実現と国土の均衡ある発展の確保  
以上の六点を中心として、「創造的発展を目指す新たな経済・産業社会の構築に向けて」というタイトル付けをしている。

## 1 産業政策

円レートが一年間のうちに四割も切り上がり、今年に入つて、また再度の円高攻勢がかけられている。円高の元凶となつてゐるわが国の経常収支黒字の圧縮は、輸出依存型の産業構造を内需依存型へ産業構造を改革しなければ解決できず、そのことは国民的課題ともなつてゐる。

こうした要請のもとで、「国際的視点に立つた産業構造政策の推進」をトップにもつてきてしまふが内容は實にさびしいものである。産業構造政策の推進として、産業基盤整備基金を作るとしているが、もともとこの基金は産業構造改善法（産構法）にもとづく産業信託基金を衣替えさせるだけであり、予算も五〇億円にしかすぎない。この程度の基金で、一千億ドルに近づこうとしている貿易黒字をどの程度圧縮できるのか、冷え込んだ内需をどの程度引き上げられるのか、はなはだ疑問といわざるをえない。

産構法も、鳴り物入りで作られたが、産業構造の改善は何もできず、アルミなどについて

では七〇万トン生産体制目標を初年度から割り込み、三年後の今日では七万トン位しか生産されず、法的支援は何もできなかつた。こうした反省もされず、またこりもせず、五〇億円で産業構造政策をしようとするのであるから、その効果は期待することがむりと言えよう。

## 2 中小企業政策

円高と国内不況のダブル打撃を直接的にうけている中小企業に対して、予算はほとんどすべてが減額となつてゐる。マイナス・シーリングがはじまつた八二年度予算額と比べると、まさに三五%もカットされた一三六六億円である。中小企業対策費のうち、増額されているのは商工会・商工会議所などへの人件費補助となつてゐる小規模事業指導補助金があり、四三六億円と、中小企業対策費の三割を占めている。毎年の伸びは年々圧縮されていよいよ三%の伸びを示しておらず、四三六億円と、商工会議所だけは別扱いとなつており、そのためには他へのシワ寄せがひびいてゐる。

「下請け企業を強力に支援」する予算案としているが、中小企業設置法にもとづく下請けじめに対する措置を求めたこともなく、下請けが通産省によつて救われたという話しても聞かない。下請け予算は一九億円ついている

が、はたして中小企業下請けがどれだけ救われるか希望はもてない。

## 3 エネルギー政策

エネルギー政策は、すべて石炭・石油特別会計（石特会計）でまかなわれてゐる。八七年度予算で一番困つたのは原油価格の大幅な落ち込みによつてエネルギー対策費は財源である石油税の税収が急減したことである。

税収の不足分は石油税收分の一般会計留保分の取り崩し一三五〇億円と、関税や剩余金四六五億で埋め、それでも不足する分は政府保証の借入による六四〇億円で補い、三七一五億円を計上した。こうして予算案は辛うじてつじつまを合わせることができた。

しかし、大変なのはこれからであり、原油価格が第二次オイルショックなみに高騰すればともかく、一バレル当たり一八ドルないし二〇ドルの範囲で推移すれば、石油税収はせいぜい一五〇〇億円どまり。こうなると事業の思い切つた縮小か石油税の増税しかなく、それに合わせて、石油税がこれまでの従価税から従量税へという問題も出てくる。

こうなると、石油関係税の増税と石油関税率の引き上げが早々に表面化することは明らかであり、八八年度より導入予定の売上税と一体となつて石油関係税の増税がはかられるであろう。

# 農林水産関係予算

## 一、予算の概要

一九八七年（昭和六二年）農林水産関係予算は、総額で三兆一八六億円（対前年度予算比九六・四%）となつた。これにより、一般歳出に占める農林水産関係予算の割合は、八六年度を下回る戦後最低の割合（九・三%）となつた。かたや防衛費は対G.N.P.比一%枠を突破したわけで、まさに、人を生かすための「食べもの」よりも人を殺すための「ミサイル」を優先する予算である。その内訳は別表の通りだが、総じて削減率が大きく、とりわけ食糧管理費の一〇%近い削減は、食管制度の改廃の意図の明確になつたものと言えよう。

## 二、農業関係予算

公共事業である農業基盤整備事業は八五〇五億四八〇〇万円（対前年度比九八・〇%）であり、国的一般会計に占める割合は一四・一%である。「主要新規制度等」としては、国営地域負担金の償還の特例（計画償還制度の

す重要となつてゐる。

「水田利用再編第三期対策」（三期）に続く「ポスト三期」対策としての「水田農業確立対策」は、実施期間が八七年度から六年間であり、前期（三年）と後期（三年）に分けて実施される。前期における転作等目標面積は七〇〇メートルの広域農道を作り三〇～四〇人乗り（約五トン）の飛行機の滑走路に利用する「農道離着陸場に関する調査」の実施が上げられているが、七年連続の事業費抑制と単価上昇等を考えると、事業の停滞は免れそうもない。これは、「価格政策より構造政策」という政府の掛け声にもかかわらず、構造政策は置き去りにされ、農業体质の強化とは程遠いものと言えよう。

その反面、昨年暮れに大蔵省が企図した農業改良普及事業交付金（全国に九〇〇〇人以上いる農業改良普及員、同二〇〇〇人の生活改善普及員の人工費および普及所運営のために各都道府県に国庫補助している資金）の全額カットの動きは、社会党をはじめ自治体の強い反対により、前年度と同額の予算（三四六億二四〇〇万円）が確保されたが、臨時行革路線の中での人件費の削減、地方への負担転嫁など、今後も政府の攻撃が続くものと予想される。農業改良普及事業等が果たす役割は、バイテクを含めた二一世紀への農業新技術の普及など、農業体质強化のためにますます重要となつてゐる。

幅広い関心を集めた「森林・河川緊急整備

## 三、林業関係予算

税」構想は、水道、鉄鋼、製紙業などに従事する労働者を中心とし、消費者・市民層を含む強力な反対運動の結果、自民党税調レベルでの見送りを余儀なくさせた。代替措置として、林野庁関係では災害関連緊急治山等事業（新規）として二〇億円が計上された他、森林・河川の整備等を促進するため、利水者から拠出を求めて基金を創設することが合意された。また、八七年度予算や補正が組まれる場合の補正予算においては治山・治水事業に予算を重点配分することとなつてゐるが、例えば「治山事業」は一五九一億一二〇〇万円（対前年度比九八・九%）しか計上されておらず、造林事業の三八六億八九〇〇万円（対前年度比九七・三%）も同様であり、「重点配分」という言葉にそぐわない内容である。

国産材の需要停滞、木材価格の低迷により危機を迎えてゐる林業、木材産業活性化対策費として、モデル木造施設の建設費、森林地域活性化事業費を含む「森林・林業、木材産業活力回復緊急対策」二三〇億六一〇〇万円（対前年度比六三・一%増）が計上された。また、国有林野事業特別会計への繰入の二八億五一〇〇万円（対前年度比七七・六%増）（内、借換に係る借入金の利子補給）（新規）が三八〇〇万円、「退職手当利子補給金」が二二億一六〇〇万円、「森林保全管理」（新規）が五億九八〇〇万円）は一見、大幅な増加のよう

に見えるが、国有林野事業は独立採算制のもと、国産材の不況、低迷の中で大幅な赤字経営を余儀なくされており、むしろ、森林の持つ公益的機能の充実強化が国民的課題となつてゐる時だけに、国の一般会計からのより積極的な繰り入れによる国有林野事業の再建が必要である。

#### 四、水産関係予算

水産関係予算の大きな項目は、①漁業生産基盤の整備、②わが国周辺水域の漁業振興、③水産業経営対策の充実強化、④水産物の消費、価格及び流通加工対策、⑤資源開発・海外漁場の確保など前年度と同じ項目になつてゐる。沿岸漁業振興対策などわが国の二〇〇海里水域での漁業振興対策も盛り込まれてゐるもの、公共事業費の削減の影響を受け、依然として基本的な課題の解決には迫つていない。

政府・自民党の漁業対策としての基本は「臨調行革」による「民間活力」の活用による安上がり政策でしかなく、二〇〇海里時代に向けての漁場開発を含めた積極的な構造対策の必要に対応した共同生産組織の確立などの視点が欠けている概算要求といわなければならぬ。

まず、漁業生産基盤の整備費の中でも、遊漁船と漁船の漁港利用上のトラブルを解消するための施設整備費としての「漁港利用調整事業」（局部改良事業の一環として行なう、新規）、国際漁業規制により沿岸漁業の構造に著しい変化が生じてゐる地域等における整備開発方式を検討する「特定地域沿岸漁場開発調査」（六一〇〇万円、新規）など、いずれも公

共事業として取り組まれてゐる。また、「新たな観点からの二〇〇海里開発の展開」として一〇億九一〇〇万円（対前年度比三〇・八%増）が計上され、技術開発を含めた対応策を打ち出しているが、概算要求段階の一〇億六三〇〇万円（対前年度比四九・五%増）と比べると著しい後退である。その中の小項目である「沖合漁業造成調査」など時代に対応したものと言えるだけに、政府予算案における後退が惜しまれる。



農林水産関係公共事業費総括表

(単位:百万円)

事 項	86年度予算額	87年度概算決定額	対前年度比 (%)
農業基盤	867,953	850,548	98.0
林業	279,407	274,508	98.2
治山	160,850	159,112	98.9
造林	39.748	38,689	97.3
林道	78,809	76,707	97.3
水産業	181,015	177,650	98.1
漁港	160,020	156,928	98.1
沿岸漁業整備	20,995	20,722	98.7
海岸	22,492	22,057	98.1
農地	10,346	10,146	98.1
漁港	12,146	11,911	98.1
離島電気	20	20	100.0
一般公共事業計	1,350,887	1,324,783	98.1
災害復旧等	23,740	17,669	74.4
公共事業計	1,374,627	1,342,452	97.7

水田農業確立助成補助金の体系と水準

単価(千円／10アール)

区 分	基本額 ①	加 算 額	
		生産性向上等加算 ②	地域営農 加算 ③
一般作物 (麦、大豆、飼料作物、花き、てんさい等)	20	20 (都道府県特認の場合10)	10
永年性作物等 (果樹、こうぞ、転換畑、林地、養魚池等)	25	20 (都道府県特認の場合10)	10
特例作物(野菜、たばこ等)	7	5 (都道府県特認の場合5)	5
水田預託	7	...	...
土地改良通年施行 (うち特別豪雪地帯)	7 (9)	...	...

注) ②及び③の加算の内容は次のとおりである。

② 生産性向上等加算

生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、産地形成等を誘導するもの

③ 地域営農加算

農協等が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するもの。

## 農林水産関係予算総括表

(単位: 億円) (カッコ内は対86年度予算比(%)

区分	86年度予算額	87年度概算要求額	87年度予算概算決定額
農林水産予算総額	31,429(100.0)	30,853(98.2)	30,286(96.4)
内訳	1. 公共事業費	13,746(100.0)	13,416(97.6)
	一般公共事業費	13,509(100.0)	13,301(98.5)
	災害復旧等	237(100.0)	115(48.4)
	2. 一般事業費	11,721(100.0)	11,705(99.9)
	3. 食糧管理費	5,962(100.0)	5,732(96.1)

(注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

## 建設・国土関係予算

建設省関係の一九八七年度予算は、国費四兆二二六九億円(前年度比2%減)、財政投融資七兆四二五一億円(同一一%増)、各機関の自己資金を含めた事業費合計一兆九二八〇億円(同一〇・九%増)となっている。

公共事業関係で、農業基盤整備や港湾、空港整備事業等を除くと、大半は建設省関係である。政府は、これらの公共事業を景気浮揚のポイントとして予算編成を行なっていることはいうまでもない。それは、いわゆるフィスカル・ポリシー(財政主導型政策)として経済、財政の動向を射程に入れたもので、具体的には、公共投資による内需の拡大、そして次年度税収の確保ということである。したがって、公共事業の規模、時期などはきわめて重要である。しかし、この予算案が果たして円高不況や産業の空洞化等に対応して合理的な内需拡大と経済活性化に応えているかどうか疑問である。なお、地方への負担増も賛成できない。

それでは、建設省関係の公共事業をあげると、まず住宅、そして道路、治山治水、また下水道、都市再開発などで、とりわけ住宅、道路である。ここでは、とくにその二事業と

予算について重点的に取り上げることとしたい。

### 一、住宅

新規住宅着工戸数が、昨年(一九六九年一二月)の推計が前年比一〇・四%増の一三六万戸。これは、ここ数年、前年割れがつづいていたことからみると、この着工戸数動向は好調とみるべきだ。この要因は、①口一金利の低下、②円高による輸入材の値下がり、などとみられるが、前年比約一〇%増のうち、一戸建て持ち家が僅か二%増なのに比べ、貸家がその一〇倍の二二・五%増となっているところから、これは“カネ余り”現象の一つとしての、いわゆる「住宅投機」ともいわれる。なお、新年度は八八年売上税実施の見合いで建設戸数はさらに伸びるものとみられている。

ところで住宅予算は、国費が七四八三億円(一・〇%減)、財投五兆二八七億円(同七・〇%増)となっている。

国費のうち約四五%に当たる約三四三二億円は、財投による住宅金融公庫貸付金利(五・

二五)に対する補給金である。現在の超低金利時代を考えると同公庫貸付金利をさらに低下させ、ローンによる家計圧迫を少しでも取り除く必要がある。

また、公庫住宅は五〇万戸の内示に対して二万戸が追加され五二万戸となつたが、前年比僅かに一万戸増といふのは内需拡大に熱心とはいえない。

この住金貸付限度額についてみると、新年度で木造が六八〇万円、団地住宅で一二六〇万円、マンションで一二一〇万円とそれぞれ五〇万円ずつ引き上げられたが、今日の住宅価格を考慮すると、この限度額はさらに引き上げるべきだ。また、この住宅建設に関しては、国内木材の需要拡大と中小建設業の振興のために、在来工法による木造住宅建設を計画的に促進すべきで、そのためにも貸付限度額が六八〇万円では低く過ぎるので、さらに大幅に引き上げるべきといえよう。

公営住宅は、一般が四万五〇〇戸、地域特別賃借住宅四〇〇戸で合計四万九〇〇戸となり、前年同数である。この公営住宅は都道府県、市町村でそれぞれ第一～二種と区別して建設されているもので、各自治体は自主財源、地方債、国の補助金でまかなう仕組みだが、その補助金に当たる国費は二六四四億円（前年比二%減）となつてゐる。国費減額は例年と同様のマイナスシーリングによる

もので、そのためには地方負担がますます増高、自治体財政を圧迫している一つといえる。なお、公営住宅は一九五一年に公営住宅法が制定されてから今まで一九五万戸が全国に建設されてきたが、その多くが建て替えを迫られている現状である。

つぎに公團住宅は、前年度と同数の二万五〇〇戸、内訳は分譲が五〇〇戸減つて六五〇〇戸、賃貸が五〇〇戸増の九五〇〇戸だが、ここでも内需拡大に応えておらず、したがつて、総戸数、とりわけ賃貸はさらに増やすことが望まれる。賃貸に比重をおきはじめてい

ることを評価するのは、勤労者が分譲を購入するには雇用調整下でローン返済に不安がつきまとつからである。賃貸といえば、現在公団の賃貸に空家が三八〇〇戸もあるが、これは過年度のこととはいえ、事業計画、予算執行にややズサンな面があつたことで、早急に改善すべきである。

住宅公団は、一九五六年発足以来、全国に一一二七団地、六六万戸を建設してきたが、相当数が老朽化しており、前述の公営住宅と同様、建て替えが迫られている。

そこで、公営、公團両住宅の建て替え問題だが、建て替え後、家賃が一挙に二倍以上に引き上げられるケースが多いため、居住者からは「突然の家計圧迫だ」として反対される团地があり、関係当局は建て替えにあたつて

さるにキメ細い配慮が求められる。なお、公団の新年度建て替えは着手が二〇〇〇戸、調査が一万戸となつており、移転費として一八億円が計上されている。建て替え工事費は、新規住宅予算と同様に扱われている。

一方、住宅取得税については新年度から減税期間が三ヵ年から五ヵ年間に二ヵ年延長されたが、軽減率一%（取得価格の年末残高）は据え置かれた。とにかく国際居住年にふさわしい積極的な住宅政策が望まれよう。

## 二、道路

国費は一兆七四〇三億円（前年比三%減）で、財投が二兆三二九六億円（同一七%増）となつており、国費を減らし、財投を伸ばして、裏負担を強いられる自治体にシワ寄せしていることは一目瞭然である。国費と財投の割合について一九六五年から七五年、八五年と一〇年刻みで見ると、国費が総事業費の四四%→三五%→三〇%と下降し、財投が逆に一六%→二三%→二四%と上昇していることが昭和六一年度版「道路行政」（建設省道路局編）でも明らかにされている。

ところで、わが国の現在の道路総延長は、国道の高速＝三五五五km、一般＝四万六四三五km、都道府県道＝一二万七四三六km、市町村道＝九五万〇〇七八kmとなつてゐるが、高

速（ハイウェー）は、西ドイツの八〇九二km、フランスの六〇〇五km、イタリアの五九三一kmと比べると、わが国はまだ二分の一程度に過ぎない。したがつて、こんごは第九次道路整備五カ年計画の最終年度ということからもわが国列島の均等ある発展のために、バランスのとれた道路開発をすすめることが緊要である。

### 三、治山治水、下水道、都市再開発その他

治山治水の概算要求では、治水七九四五億円、海岸事業二七〇億円、急傾斜地崩壊対策等事業二九九億円だが、政府案では治水七九五八億円（前年比一%減）、海岸二六三億円（同二%減）、急傾斜二九三億円（同二%減）で、ほぼ要求どおり計上され、治水は要求を上回っている。

国費は二二四五億円（前年度比四%減）、財投は地域振興整備公団はじめ水資源公団、北海道東北開発公庫など合計で二九八八億円（同三・二%減）が国土庁の新年度予算である。国土庁といえば、いま各方面から注目されている四全総、すなわち第四次全国総合開発計画の策定だが、昨年一二月、別名“中曾根構想”といわれた「東京一極化と地方切り捨て」の四全総審議経過報告が同庁から発表され、強い批判にさらされた。そのため同庁は、このほど地方活性化対策を急ぎ発表、国民の批判に応えようと懸命である。また、同庁は東京都心周辺で集積の利益を得ている企業に新しく特別事業所税を創設して課税しようという構想も準備しているという。

新年度予算で最も注目されるのは民間都市開発推進機構（仮称）の設立とその運営で、今国会にはそのために「民間事業者による都市開発の促進に関する特別措置法」案の提出が予定されている。

問題点は、同機構が資金調達のため発行する割引債の購入者に対し、源泉分離課税一六%の所得税課税の特例を認め、さらに同機構に寄付した企業にはその損金算入を認め法人税を軽減することと、事業費の五%を国費で助成すること。また財投からの同機構への融資は無利子などという点であり、その財投が新しく二〇億円計上されている。大手民間事業に国が援助するということは理解できない。

### 四、国土庁関係

しかし、東京への集中の傾向は、かりに同事業所税が法定されたとしても、簡単にブレーキがかかるとはいえない。したがつて、同庁としては新税の構想よりも、全国土の均等、平準的発展をめざした土地の利用計画、用途区分等を徹底して文化的近代都市の策定、建設につとめるべきである。にもかかわらず国土計画の推進費に約一〇億円（前年度比八%減）、総合的土地区画整理事業費に一二八億円（同四・九%減）、大都市圈整備費に五億円（同二・一%減）という、それぞれ大幅減の貧弱予算では、大都市対策および土地暴騰対策は不可能といえよう。

なお、過疎、豪雪地対策などの地方振興の推進費も一四・九%減の四六億円、災害対策費の七億六〇〇〇万円もなんと一六・六%減というお粗末なもので、抜本的な国土、土地対策への転換が緊要である。



## 運輸関係予算

一、政府予算案全体が一般会計で前年度に対し〇・〇二%増と三〇年ぶりの低いものとなつたが、国鉄の分割・民営化に移行する初年度にあたる運輸省予算案は、一般会計では、これまで運輸省から支出していた国鉄への支出金の一部（借金の一部棚上分について）が国債費にかた替りしたことであつて、行政費が対前年比七六・四%の五七〇六億円、公事業費が九七・九%の二六三一億円と併せて対前年比八二・一%の八三三七億円という緊急予算案となつた。そして他省庁所管分、一二五〇億円分を加えても合計で九四八七億円であり、前年が一兆一三一六億円であつたことから対前年比八三・八%という低いものとなつてゐる。そして車の伸びを反映し、特別会計だけが、自動車損害賠償責任再保険が一兆九九五一億円で対前年比一〇八・四%、自動車検査登録が三九四億円、対前年比一〇三・四%となつてゐる。そしてまた、財投は、一般会計が対前年で一七・九%減であるのに比較し、公団等関係の合計が二兆二一〇一億円となり一〇・八%の大幅増となつてゐるのが特徴的である。

二、こうしたなかで注目されている国鉄関係の予算については、旅客鐵道、貨物鐵道会社について踏切保安施設整備費補助金九億九〇〇〇万円、鐵道防災事業費補助八五億六〇〇〇万円の計九五億円が一般会計からの補助金として計上され、清算事業団に対しては、一六六八億四〇〇〇万円が補助金として、また同事業団が費用として負担する特定地方交通線交付金については一八六億一〇〇〇万円、特定地方交通線代替輸送事業対策費一四億五〇〇〇万円がそれぞれ一般会計からの歳出予算となつてゐる。

そして財投関係では、旅客、貨物鐵道会社に対しては政府保証債、開発銀行融資で併せて二八八四億円、新幹線保有機構に対して、二三八七億円、清算事業団に対しては一兆二三九〇億円と巨額なものとなつてゐる。ところが、例えば清算事業団について言えば、同事業団では他に民間から七九三四億円が政府保証付で借入金を予定しておらず、国鉄がこれまで抱えていた負債で一部新事業体が引き継ぐ分を除くものについて返済業務等を行う同事業団としては、その資金計画約一兆八〇三六億円の大部分は

借金によるものであり、ここにも、現在の国鉄と何等体質が変わらない借金体質の姿が示されている。政府は、土地の売却と雇用対策が一定の日途をつく二年後あたりに、約二六兆円にのぼる清算事業団が受けもつ長期債務について最終的に国民負担の額を定め、その返済計画を確定するという逃げの姿勢に終始し、今日時点での長期債務の処理方針を明確にしないでいるが、予算案でもそのまま展望の示されないものとなつてゐる。一方鉄建公団に対する財政措置では、一般会計から二九八億一七〇〇万円が助成金として財投から二四五〇億円が予定されているが、ここで注目すべきことは、整備新幹線について東北（盛岡以北）、北陸、九州（鹿児島ルート）の三線の建設費として一五〇億円を計上し、自民党の「選挙公約」ということで強引に着工に踏み切り、当面、その財源については財投で一〇〇億円、利用債で五〇億円、建設推進準備事業費として一般会計から補助金を三〇億円計上したことである。このことは、国鉄が分割・民営化以後の各旅客会社の経営問題と密接に関連し、それだけに閣議においても、先きの国鉄再建監理委員会もこの点については慎重であつたことを受け「整備新幹線計画は当面見合わせる」という結論を出していたのを一举にその方針を変更し

てしまつたのである。そしてこうした将来の鉄道のあり方や現行の国鉄改革との関連など明確な政策の確立などに、既成事実だけを先行させるやり方は、これまでの国鉄を危機に招いた歴代自民党政府の無定見さそのものでありきわめて問題であると言わざるを得ない。なお、本四連絡橋にかかる鉄道部門に対する建設費についても四六二億円計上されたが内補助金は一二〇〇万円となつてゐる。

三、次に国鉄関係を除く公共交通の確保にかかる予算についてであるが、都市交通対策の推進では、地下鉄およびニュータウン鉄道の整備促進で約四二八億円（対前年比九七・一%）、の補助金、都市鉄道の整備に財投で七五〇億円（前年同額）、バス交通の活性化対策に一億九七〇〇万円（対前年比一八%）となつてゐる。そして、特に過疎地におけるバス路線の撤退が続いているが、中小民鉄対策で一般会計から一〇億円（前年比一・二%減）、地方バス運行の確保について九八億八八〇〇万円（前年比一%増）、離島航路の補助に三二億二〇〇〇万円（対前年比九一・六%）となつており全体として厳しいものとなつてゐる。

さらに海運、造船の不況が深刻となつてゐるが、造船業経営安定対策で助成金一四

億四〇〇万円（対前年比一二二%）、船員雇用対策二五億六九〇〇万円（対前年比九一%増）、外航船舶の整備で一般会計から七〇億円（対前年比七八%）などとなつており船員の雇用対策には一定の配慮が見られる。

四、また、公共事業の大きな位置を占めている港湾関係については、第七次港湾整備計画の推進について、運輸省所管で一五四六億四〇〇〇万円、総理府所管九六五億六六〇〇万円で計二五一二億六〇〇万円（対前年比九八・三%）、そして新たな施策として港湾における民活事業の推進として特定施設整備に対する補助金が三億円、港湾再開発推進のための機構に対して港湾整備特別会計から五億円、第四次海岸事業五カ年計画の推進について二七九億一七〇〇万円（対前年比九八・一%）となつてゐる。さらに、航空関係予算については、とくに関西国際空港、新東京国際空港、東京国際空港（羽田）の沖合展開のいわゆる三大プロジェクトである。一般空港の整備に対し、それぞれ関西空港には産業投資特別会計から六二二億円（新規財源）と財投から八五一億円（対前年比二三〇%増）、新東京には空港整備特別会計から一〇三億円（対前年比二五八%増）と財投から四四四億円（対前年

比一八〇%増）、羽田沖合展開には空港整備特別会計から一四三五億五二〇〇万円（前年比四三%増）と大幅増となつてゐる。そして空港周辺整備の促進のために空港整備特別会計から四〇七億円（対前年比九九%）、航空輸送力の整備増強に財投から一五〇億円（新規）となつており空港整備に対する力の入れようが顕著である。

五、以上が運輸省予算の概要であるが、これであきらかなように、最大の予算規模である国鉄関係の予算については、分割・民営化を前提としたものであるが、国民には非常に理解しにくいものとなつてゐる。国鉄の再建とはほとんど無関係であり、将来とも巨額な国民負担だけが残されるということである。国民の日常生活に不可欠な公共交通の確保については消極的である反面、大型公共事業に対しては積極的でかつ、新幹線に見られるように在来線との関連を不明確にしたまま、整合性ある施策をも考慮せず、場当たり的に対処しており、将来に大きなツケをまわすという無責任な予算であ

# 郵政関係予算

## 一、郵貯の今後を左右しかねない二つの問題

1 郵政省予算案には、郵便貯金制度の今後を左右しかねない大改革が盛り込まれている。郵便貯金の利子非課税制度の廃止と、郵政省による郵便貯金資金の一部自主運用という二つの問題がそれである。

郵政省は、利子非課税制度の廃止について「きわめて残念」と言い、一部自主運用について「大改革だ」として「高い評価」を下している。しかし、前者についてその

「堅持・存続」を約束しておきながらこれを廃止したこと、また後者の自主運用についても、その内容には重大ないくつかの問題が残されている点を指摘せざるを得ない。

2 利子非課税制度を廃止する問題について言えば、三〇〇万円の預金限度額をこえた一部の「制度の悪用」防止策の問題を、いつの間にか庶民の預金利子から新たに税金を取りたてる問題にスリかえってきた政府・自民党の責任と、それに抵抗できなかつた郵政省の責任はきわめて重い。つまり、先

の総選挙公約として「制度の廃止はしない」と約束してきた中曾根発言、さらに「二十世紀を展望した長期的視点から少額貯蓄非課税制度の意義は大きい」として、その堅持を約束してきたのが郵政省である。しかも「制度の悪用」に対しても、昨年一月からなお一層きびしい管理が実施されてきた経過を考えればなさらのことである。

欧米主要国をみても、フランス、イギリスが利子非課税方式、アメリカが所得控除方式と利子非課税方式、西ドイツが所得控除方式をとるなど、いずれも貯蓄優遇税制を実施している。したがつて今回の廃止にもなつて郵便貯金の預入限度額が現行三〇〇万から五〇〇万に引き上げられたとしても、利子非課税制度の廃止によって、これまで庶民の少額貯蓄保護の役割をなす多くの実績をあげてきた郵便貯金が今後とも順調に運営されてゆくためにはいくつもの課題をこえていくことが必要となる。

たとえば、単に郵便貯金が国民・利用者に魅力的商品をうち出すことができるか否かの問題をこえ、新しい時代の役割に見合

つた公的金融機関としての郵便貯金の位置付け、あるいは郵政投融資制度の抜本的検討が必要となる。社会党は、まず利子非課税制度を「存続堅持」させていくため、引きつづき全力をあげていくと同時に、検討作業に入っている財政投融資制度など改革案の取りまとめを急ぐことにしている。

3 もう一つの問題である郵便貯金資金の一部自主運用について言えば、ここにも大きな問題がある。

郵政省による八七年度の資金運用規模は二兆円で、五年の間に一兆円まで増すというものである。自主運用の実現を強く求めてきた社会党としてこれを一步前進として評価できる。しかし、その自主運用の中味は、(1)郵政省が集めた郵便貯金である総額七兆五〇〇億円(八七年度の目標額)の全額を従来どおり大蔵省の資金運用部へ預託する、(2)この中から二兆円を郵政省が融資として受け、(3)各年度の運用金額のうち二分の一以上は新規国債の引受けに充当する——というものである。

自主運用によつて八七年度郵便貯金特別会計予算案の中に設けられた「金融自由化対策特別勘定」をみると、二八六億円の逆ザヤ(赤字)が生ずることになつてゐる。つまり、郵便貯金目標額七兆九〇〇万円は大蔵省資金運用部に預託されるが、その

預託金利が六・〇五%、その中から自主運用のため郵政省が借受ける二兆の金利が同じく六・〇五%、しかも国債発行利回り五・一五%といった金融情勢下のもとでの自主運用にはきびしいものがある。郵政省にこうした認識があるかといえば、いま少し疑問が残る。大蔵省資金運用部への預託利率は、これまでの法定制が改められ、郵政省と大蔵省の話し合いによって決められることになるが、自主運用で義務づけられる「運用額三分の一の新規国債の引受け」を改めることや、前述した財政投融资制度の抜本的改革に取り組むことが自主運用にとって不可欠の課題になっている。

いずれにしても、これらは郵便貯金の今後を左右しかねない重要な問題であるだけに、社会党では国会審議の取り組みを強めていくことにしている。

## 二、政策予算に大きな限界

1 以上二つの問題、さらに電気通信事業に対する行きすぎた規制等を除けば、予算案にみるかぎり、郵便、郵便貯金、簡保、年金事業、電気通信、電波、放送行政など社会党が主張している考え方と、郵政省との間にそう大きな違いはなく、大筋、ほぼ一致していると言つてよい。以下、郵政省が

所管する一般会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険、郵便年金特別会計と、その重点施策をみておくことにする。

2 一般会計の総額は、二四四億八六〇〇万円（対前年度比一・三%増）である。郵政省本省九五億三三〇〇万円（同四・一%増）、電気通信監理費二億一二〇〇万円（同一・六%増）、電波研究所四〇億三八〇〇万円（同二・一%減）、地方電気通信監理局八六億五〇〇〇万円（同二・三%減）である。

しかし、二四四億円の七五%弱が人件費であり、政策面に使える予算は六〇億円弱に過ぎない。高度情報化社会に向けて政策誘導の重要な時期であるにもかかわらず、マイナス・シーリング方式のもとでまた、もともと予算総額の少なさ（宮内庁・会計検査院について三番目）のなかで新規の政策予算を組むことには大きな限界がある。

重点政策であるニューメディア・先端技術の開発、振興八二〇〇万円（同五八〇〇万円）、その内訳は地域における情報通信の高度化の促進二二〇〇万円（同一〇〇万円増）、情報通信高度ネットワーク技術の調査研究一九〇〇万円（同一九〇〇万円減）、データ通信の高度化を図るための開発調査二〇〇〇万円（同三七〇〇万円減）、通信行政に関する長期的展望策定のための調査研

究六〇〇万円（一〇〇万円減）、電気通信事業の振興七〇〇万円（四〇〇万円減）、電気通信システムの標準化の推進八〇〇万円（四〇〇万円減）である。また国際協調・国際協力の推進五九〇〇万円（一一〇〇万円の増）、放送行政の推進一五億一五〇〇万円（二億二五〇〇万円増）、電波資源の開発と利用の促進五一〇〇万円（同一二〇〇万円減）、宇宙通信政策の推進六億一八〇〇万円（同五〇〇〇万円減）である。

これでは、郵政省が、「二十一世紀に向けた高度情報化を推進するため、地域における情報通信の高度化の促進」といつても「宇宙通信の推進及び航空・海上衛星技術、その他先端技術の研究開発を行なう」といつても、十分な予算の裏づけがない。一般会計の「政策予算」の少なさを郵政省は財政投融資ワクや税制の優遇策によつて第一種・第二種電気通信事業、通信衛星CATV、ニューメディア関連設備など「民間活力」をテコにその育成を図る考え方でいるが、問題は多い。NTT株式の配当益を当てた「基盤技術促進センター」の二九〇億円の出資・融資についても関心を強くしてゆく必要がある。いずれにしても、郵政省が高度情報化に対応する政策づくりに大きな遅れをまねいてきたことは事実で、この点は強く批判されねばならない。

他の三つの特別会計は、郵政事業特別会計が歳入・歳出とも五兆一三八二億円（と同八・四%増）、郵便貯金特別会計が歳入八兆六六四〇億円（同一三・〇%増）、歳出八兆〇〇一五億円（同一二・〇%）、簡易生命保険及び郵便年金特別会計が歳入七兆五〇三〇億円（同九・八%増）、歳出四兆九九一億円（同一一・九%増）となつてゐる。

この中で簡保・年金の資金運用制度が改善され、従来、電気・ガスなど七業種に限られていた社債と外国政府発行の外国債に限られていたものが全業種に拡大されることになった。さらに社債、外国債の積立全額に対する保有制限がそれぞれ百分の一〇から百分の二〇に改善された。これらについては、社会党が以前から主張してきたことでその実現は大いに評価できる。

また、郵便局舎等施設の整備および機械化の導入状況をみると、大型コンピュータ一二台、新型窓口端末器二二二一台、ATM（現金自力入出金機）、CD（現金自動支払機）。普通局二七局（前年度の三七局）、特定郵便局六五局（同七〇局）の新增等が計画されている。

これら郵政三事業のサービス向上と、拡大・安定のために何が必要かという視点に立つて社会党はすでに提案してきている。

「シルバープラン貯金」などの実現を迫つてゆくことにしてゐる。

## 科学技術関係予算

1 相変らずの原子力偏重予算であり、一般会計三三三七億円のうちの約五四%（二七八八億円）と、電源開発促進対策特別会計九四六億円のうち全額が原子力関係である。その上原子力関係の国庫債務負担行為が、一般会計で三六三億円、特別会計で八二一億円も認められていて。

六ヶ所村計画を中心、「核熱料サイクルの確立」むけに五四四億円がとられ、幌延には立地調査ばかりか設計まで加えられて四億円が計上されている。新型転換炉と高速増殖炉の開発には八〇一億円もとられ、原子力船のためには八七億円（うち新定係港に六五億円）が今年も捨て金にされようとしている。

SDI関連の宇宙ステーション計画には六〇億円が計上された。

他方、ライフサイエンスのがん関連研究費は若干増えたものの五三億円足らずである。

防災科学技術の研究開発予算は全額で昨年並みの二五六億円足らずであり、うち地

震予知研究は八・八億円（うち火山活動研究は〇・四五億円）、震災対策研究は五・二億円、雪害対策研究は一億円にすぎない。

2 このように科学技術庁の予算は余りにゆがんでいる。科学技術は、本来人間の幸福を実現する手段として、国民生活を豊かにし、住みやすい平和で安全な国土を建設するためにこそ、開発・利用されるべきである。国民を不安と危険に陥しいるものや、平和憲法と国会決議に反して軍事目的に利用されるものの開発が推進されてよいはずはない。

まず、チエルノブイリ事故の教訓を謙虚に学んでいない。

デンマーク、スウェーデン、オーストリア等についてSDP（ドイツ社会民主党）も原発をなくすることを決定し、イギリス労働党も段階的になくすることを決定したこと等からみても、科技庁は視野をもつと広くもつべきであろう。わが党が一年前の大会で決めた、原発に依存しない『中期工

エネルギー政策の先見性と正しさが証明されたのであるから、わが党の申し入れにも少しは耳を傾けるべきではなかつたか。

大型原発のもつ潜在的な危険性は余りに大きいだけに、日本の原子炉は暴走事故（反応度事故）が起りがたい型だからとか、制御棒の速度が大きいからなどといつて使用者の問題ではない。

高度技術開発研究所代表取締役の藤村理人氏も『原子力工業』（昨年一〇月号）が指摘しているように、炉壁の中性子脆化の予想以上の進行によって、暴走事故に勝るとも劣らない、原子炉破裂による炉心溶融事故発生の確率が高まっている。そうなれば、かねてから重大な欠陥がNRCにおいても指摘されている「マトローラーI型」ばかりでなく、いかなる型の格納容器であれ、破損することは目に見えている。

米・サリー原発の二次冷却水供給配管の破断は、起りえない「仮想事故」とされていた一次冷却水供給配管の破断も、起りうる事故であることを示した。

一方では、従来の原子力開発推進政策をきちんと総括し、転換するためには、非常に良い時期のはずである。今日（一九八五年度）の日本の発電設備をみると、原発は一五・九%の設備比率でありながら、フル稼動によつて二六%の発電比率を占めてい

るのに対し、火力は六二・六%の設備比率を占めながら設備利用率は四七%にすぎず、特に石油火力の設備利用率は三四%にすぎない。

高い設備投資をして、いつたん燃料棒を装填してしまえば、原発は優先稼動させねば損だとして、火力を遊ばせているのであるが、第一に放射性廃棄物を日本で安全に処分できるような場所はみあたらぬことと、第二に円高と原油価格低下とによつて火力の発電コストの方が本当は安くなつてゐることからいって、現在の原発優先稼動・火発休止を、火力優先稼動・原発休止に転換するべきである。

中曾根首相が臨時国会において、直接核爆発が殺傷に使われさえしなければ非核の兵器であると述べているが、そのような理屈によると、日本国内でも、核爆発を利用したエックス線兵器やガンマ線兵器など、核のさまざまな形をとつた軍事利用が公然とできることになる。このような原子力の軍事利用に、首相や科技庁は道を開くといふのであらうか。

まして、チエルノブイリ型炉に類似した新型転換炉や、危険性がはるかに大きい高速増殖炉の開発を進めるのは、中止すべきであろう。

幌延町や六ヶ所村が堆積岩しかない脆弱な地盤であり、地下水位が高く、透水性が高く、近くに大きな活断層があり、時として大地震が起る地域であること等をみただけでも、計画された施設の建設を強行する

のは言語道断である。

### 3 宇宙計画についても断じて容認することのできないことが進められている。

ICBMを撃破するためのSDIについては、中心部として、核爆発によるエックス線レーザー又はガンマ線レーザーの発出装置が必要不可欠であり、これに参加することは、『原子力基本法』第一条にも、『非核三原則』にも、『宇宙条約』にも明らかに違反するものであり、絶対に容認することはできない。

国の開発及び利用に対する我が国の関与は、我が国みずからが行う開発及び利用と同日に論るべき筋合いのものではない。SDIの研究計画は、御承知のとおり、アメリカが策定をして推進している計画であり、我が国の参加の態様は、しかも、こういった計画の全体というより個々の具体的プロジェクトの特定の局面への参加にとどまる。こういう点までこの決議が対象としておるというふうには私どもは解釈をしない。こういった研究計画への我が国の参加は、日米の安保体制あるいは日米の信頼友好関係、これにも貢献する」（参議院予算委員会、昨年一月一一日）

この理屈によれば、「アメリカが策定をして推進している」戦争計画であつて、その計画の全体というより個々の具体的なプロジェクトの特定の局面への参加にとどまるものであれば、日本は戦争放棄の『平和憲法』をもつていてもかかわらず、その戦争に参加できることになる。

この論理によれば、今後は朝鮮戦争やベトナム戦争のよう、歴代の自民党政が決して参加することのなかった戦争にも、参加できることになるであろう。

また「宇宙基地計画」の日本のモジュール（実験棟）への米国防省の参加を認めるという、三ツ林科技長官の論理に従えば、

原子力開発あれ、宇宙開発あれ、海洋開発あれ、遺伝子工学あれ、平和目的機関の研究開発に、防衛庁や米国防省が参加するのを拒否することはできないことに加えることとなる。

#### 4 従つて次のことこそ早急に実施すべきである。

一、人工衛星の防衛庁による利用を中止さ

二、原発の開発にかえて、燃料電池発電、太陽光発電等々の開発にこそ十分な予算をふりむけ、体制も整備すること。

三、新型転換炉、高速増殖炉等の建設を中止すること。

## 環境保全関係予算

この環境行政の縮小

環境庁の一九八七年度予算総額は、四七三億八〇〇〇万円で、対前年度予算比、一六・三%増となつてある。中曾根内閣のマイナス堅持の予算方針の基本からすると、環境庁予算の対前年度比のこの大幅増は、極めて異様に映る。

しかしこれは、昨年大改悪を決めた公害健康被害補償制度とのカラミで表面上、予算総額が増えたに過ぎない。つまり、公害健康被害補償協会の留保分が底をつけ、その充当財源がなくなつたことから、概算要求の段階から環境庁はシーリング枠外化を要求し、それ

に大蔵省が理解を示したからである。したがつて、予算総額からこの部分を差し引いた、他の予算で政策形成費に係る部分は、対前年度比でむしろマイナス一・〇四%となる。

### 二、八七年度環境庁予算の基本的な骨格

(一) 七つの重点課題

八七年度環境庁予算は、次のような七つの

テーマをもつて構成されている。

第一は、「新たな環境行政（政策）の積極的な展開」（四一億四九〇〇万円、対前年度比一・二%増）で、二一世紀を展望した環境政策の長期構想（「環境保全長期構想」）に基づき、近年の科学技術の進展等、経済社会の変化と環境問題の動向を踏まえた政策を展開するため、①先端技術の進展に対応した環境の保全施策の展開。②環境資源の計画的な管理。

③環境保全事業の総合的な推進。④環境影響評価の推進、をうたい、中でも注目されることは、新規にバイオテクノロジーと環境保全に関する調査、研究を事業化したことである。第二は、「安全で良好な環境の確保」（三二億九八〇〇万円、〇・九%減）で、①有害物質対策の総合的推進。②交通公害対策の推進—低公害車の開発・普及促進、航空機・鉄道に係る公害対策の推進、大気・水・土壤汚濁対策の推進。

第三は「緑とうるおいのある環境の積極的な形成」（五億八九〇〇万円、六・五%減）で、生活環境の快適性、身近な自然との触れ合いの増進を図るために、国民の自主的な環境保全活動を促進するナショナル・トラストのマニュアルづくりの推進や、都市近郊の身近な自然に親しむ拠点づくりの一環である、「自然観察の森」の整備、「小鳥のさえずる森づくり運動」の推進などが図られている。第四は、「自

然環境の保全」（三一億三五〇〇万円、一・八%減）で、野生生物の保護を始めとする自然環境の保全を推進するとともに、自然に親しむための施設の整備を推進するというものである。

第五は、「公害による健康被害者の救済及び、環境保護施策の展開」（二三四億八〇〇万円、四三・七%増）で、公害健康被害補償協会納付金財源交付、水俣病対策等の推進である。第六は、「環境行政の基盤強化」（六九億五四〇〇万円、四・三%減）で、市民環境講座の開催等の環境教育の充実や、環境研究、環境情報（大気・水等に係る情報利用の高度化のためのシステム整備）の整備等が盛られている。第七は、「地球的大規模の環境保全と国際協力の推進」（一億五五〇〇万円、一〇・七%増）である。酸性雨対策や、海洋汚染など、一国規模での対応が困難な国際的規模で発生する環境汚染・破壊に対処するため、OEC D（経済協力開発機構）、UNEP（国連環境計画）、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）、IUCN（国際自然保護連合）等の国際機関や、二国間協力へのアプローチが図られることになる。

## (二) コマ切れ、少額予算

以上、七つのテーマをもつて構成された八七年度環境庁予算の中で、特に注目されてよ

いのは、先端技術と環境影響への調査、研究に本格的に取組み始めたことである。しかしわが国の産業構造が、臨海型の石油、鉄等の重化学工業中心から、マイクロ・エレクトロニクス等先端技術の新展開に伴う、加工・組立の内陸型産業へと大きく転換していったのは、大分以前からのことであり、環境容量の比較的小さいこれら、内陸型産業と環境影響への評価は、遅きに失しているとの觀は否めない。更に、これと関連のある昨年度から本腰をいれて取組み始めている、有害化学物質対策にしても、新規のものはおろか、既存のものに対する中・長期的展望にたつた対策は、依然として確立されてはいない。

全体的にみて、環境庁予算の内容を子細に検討して驚くのは、それそれがひどくコマ切れ的であり、それも少額予算が圧倒的に多いことである。もつと課題を選別化し、重点化すべきである。七つのテーマに分けられた個別課題は、その殆どが情報の収集、分析などの調査、研究が主で、具体的な対策は他省庁任せになつてている。これでは環境庁がさかんに近年標ぼうし続けている、「環境保全型社会の実現」に向けた主導力を發揮できるのかどうか、疑問は払拭されえない。

環境破壊や公害の未然防止、自然・住環境の快適性の創造といった、国民が最近等しく、強く求めるようになつた予見的な環境保護の

政策の企画・形成に関し、他省庁との協力下、環境庁はここ数年その発言力をとみに低下させており、五年連続のマイナス予算は、そのことを示す端的な例として、危惧以上のものがある。

### 三、環境情報提供行政への後退

環境行政の後退、縮小に歯止めがかけられなかつた八七年度環境庁予算は、環境行政の重要な三本の柱である、①環境破壊の未然防止、②公害規制、③公害被害者の救済、の全てを骨抜きにする、中曾根行革路線に忠実にそつたものである。ここでは、個別の公害規制の環境行政から、生産・流通・消費・廃棄のあり方についたるまでを総合的に制御し、環境を積極的に管理し、快適な自然・住環境を創造していく、環境庁が唱える「環境保全型社会の実現」への道は、非常に険しいと断ぜざるをえない。

以前、環境アセスメントの法制化を、財界の圧力で断念させた中曾根内閣は、「民間活力を地域の再開発に導入」するため、各種の「規制緩和」を環境配慮を抜きにして推し進め、更にここにいたつて、公害健康被害補償制度の抜本的な改悪を決定するまでにいたつている。同制度の改悪を阻止する闘いは、今国会の主要な課題になつてゐる。

環境行政が総じて、単なる環境情報提供行

政へと後退していく現状は、快適な自然・住環境を強く求める国民の環境庁への期待の高まりとは、著しく逆行している。環境保護の

諸問題への実践的なアプローチが、かつてないほど強くわが党には求められている。

## 経済協力関係予算

### 一、一九八七年度ODA予算の問題点

一九八七年度のODA（政府開発援助）予算は、一般会計分で六五八〇億円で、八六年度比で五・八%増の突出予算である。このほかに、財政投融資資金計画による日本輸出入銀行貸し付け金四五二〇億円、海外経済協力基金出資金二三八五億円などが、経済協力費として計上されている。

このODA予算の突出は、政府の「第三次中期目標」にそつたものである。これは一九九二年のODAを一九八五年実績の倍額とし、一九八六～九二年の実績総額を四〇〇億ドル以上とするものである。たしかに発展途上国をめぐる経済情勢にはきわめて厳しいものがある。発展途上国の累積債務残高（八五年）は、八〇〇〇億円に達した。しかも、一次産品輸出国の輸出数量の伸び率は、先進工業国成長鈍化もあつて八四年の前年比八・

### 二、ODAの国際的水準と質的改善目標

四%から八五年には二・一%に低下した。また、これらの国の八五年の交易条件は一次產品価格（除く石油）が前年比一二・二%下落したことを受け、三・四%も悪化した。このような一次產品輸出発展途上国の経済情勢の悪化は、先進工業国からの資金移転、とくにODA援助の大規模な移転を必要としており、この意味では、ODA予算の増額はきわめて緊急の課題となつてゐる。しかし、それは発展途上国の農村と都市の「二重の貧困」の解消と、農業や生活関連の農村・地方都市の地場産業・中小企業の発展に寄与するものでなければならぬ。だが政府のODA予算は、紛争周辺国を中心の「戦略援助」や工業開発戦略に基づく「ピック・プロジェクト」方式を優先させており、発展途上国の真のニーズに応えるものではない。

日本のODAには、このようにその基本理念や政策目標の面で根本的な問題点をかかえている。そのうえ、国際的な水準でも質・量ともに大きく見劣りのする存在である。一九八四年実績をとると、その対GNP比は〇・三四%で、経済協力機構(OECD)の下部機関である開発援助委員会(DAC)諸国中、第一二位を占めるに過ぎない。贈与比率は四六・一%で同第一七位、援助条件の緩やかさ(グラント・エレメント)も七三・七%で同第十七位、技術協力費の割合一〇・一%で同第五位、国際機関に対する援助割合四三・八%で同第四位、低所得国(LLDC)に対する援助割合六一・九%で同第一二位などの低水準にあるからである。

したがって、これらの質・量の基本指標の早急な改善が求められているわけだが、一九八七年度のODA予算は、これに応えるものとはなっていない。ODAの basic 理念、政策目標の転換とならんで、この質・量の基本目標の改善が緊急の課題となっている。

### 三、ODA中期目標の転換要求

このように、「ODA第三次中期目標」の基本理念、政策目標の根本的転換が必要である。これなしには、ODA予算の突出は従来と同じ誤りを繰りかえすことになる。それは「戦

略援助」や「成長優先の工業化戦略」から、発展途上国の都市と農村の「二重の貧困」の解消を基本目的とし、農業を指導力とする「自立経済づくり」への根本的転換である。それはODAの最重点を、①農業および家内工業・小規模工業など農村の伝統・中間部門、②大都市のインフォーマル・セクターおよび地方都市の商業・中規模工業などにおき、さらにODAの具体的目標を、①かんがい・治水・干拓など農業生産基盤の整備、②地方都市における農産物加工の地場産業、伝統的小企業、中規模裾野工業の育成、③都市の上下水道、教育、保険など社会・福祉関連インフラストラクチャーの整備などにおくことを意味する。

このようないびつなビッグ・プロジェクト方式から「伝統・中間部門」開発への転換は、今日、最大かつ緊急の課題である。

### 四、ODA企画・執行体制の改革

わが党は、ODA中期目標の転換とともに、日本の経済協力政策全般の企画・立案・執行・評価体制における複雑で非効率的なシステムを改革するために、「国際経済協力庁」の設置や「国際経済協力基本法」(いすれも仮称)の制定を強く提唱している。これらは「戦略援助」重視の外務省、「成長極大化戦略」優先の

通産省・経企庁、農業プロジェクト優先の農水省などの各省庁にまたがり、また実施機関も海外経済協力基金、国際事業団など多数の機関に分割されているシステムを加善し、「二重の貧困とのたたかい」の総合理念や、「中間部門開発」の基本目標のもとにこれを再編。

1987年ODA一般会計予算(案)

(単位:億円・%)

	59年度 予算額	60年度		61年度		62年度		
		予算額	伸率	予算額	増加額	伸率	概要求算額	増加額
I 贈与	3,412	3,764	10.3	4,039	276	7.3	4,311	272
1. 二国間贈与	2,746	3,063	11.5	3,333	270	8.8	3,600	267
(1) 経済開発等援助	1,065	1,150	8.0	1,240	90	7.8	1,340	100
(2) 食糧増産等援助	530	594	12.0	610	16	2.6	627	17
(3) 技術協力	1,151	1,319	14.6	1,483	164	12.5	1,711	227
2. 国際機関への出資・拠出	665	701	5.3	706	6	0.8	683	△ 24
(1) 国連等諸機関	607	638	5.0	613	-25	-3.9	557	△ 55
(2) 國際開発金融機関	58	63	8.7	94	31	48.6	125	32
II 借款	1,869	2,047	9.5	2,181	134	6.5	2,338	158
(1) 海外経済協力基金	1,809	1,985	9.7	2,118	133	6.7	2,279	161
(2) その他	60	62	2.0	63	1	1.6	59	△ 4
合計	5,281	5,810	10.0	6,220	410	7.0	6,580	360
								5.8

(注) 四捨五入の関係上不一致あり。

統合するための試みである。

とくに、米・英型の「米国国際開発庁」(U.S.A.I.D.)や「海外開発庁」(O.D.A.)のような国際経済協力専任省の設置は急務である。このような独立性の高い経済協力専任省の存在は、関係省庁および関連実施機関のあいだの相互調整を容易にし、基本理念、政策目標、政策手段の相互関連や国の基本方向を明確にする利点があるからである。またそれは、政権交代や政治・経済情勢の変化にかかる。

わらず、国際経済協力の持続性・一貫性を維持することを可能にするからである。

ついで、経済協力の基本理念、政策目標を明示し、国会の役割・権限、政策立案・執行の統一機構の整備、O.D.A.事業の評価システム、援助情報の公開システムなどの基本指針を盛り込んだ「国際経済協力基本法」の制定は、国内外にわたって日本の国際経済協力の理念・指針を明示するために重要な課題である。

## 特集

# II 税制改革につい

## 「売上税」を批判する

### 一、売上税は「大型間接税」である

売上税は、「シャウプ以来の税制の抜本改革」と大言壯語されていて今回の税制改革(改革)の「要」として登場してきた税金である。なぜ「要」かといえば、抜本税制改革が現在

要請される理由として、社会経済の変化に税金が対応できず、歪みが拡大し、税に対する不公平感、痛税感が中堅給与所得層を中心にはじめて増大するとともに、安定した歳入構造を確立するため、現在の直接税(所得税、法人税)を中心の傾向を強めつつある税体系を早急に改革しなければならないとされ、つまる

これは緊急かつ基本的な課題であるが、その間、発展途上国は対外債務の累積、一次産品價格の低迷、技術・資金移転の遅れなどの多くの問題をかかえている。日本は、公的資金による融資拡大や国際金融機関への融資拡大、既存債務の繰り延べや再融資に積極的に応え、一次產品價格の安定化と内需喚起・輸入拡大に努めるべきだが、八七年度のO.D.A.(政府開発援助)予算は、こうした課題に応えるものではないと言えよう。

ところ「課税ベースの広い間接税」の創設が今回の税制改革の目的となっているからである。この「課税ベースの広い間接税」が売上税であり、常識的に考えれば「課税ベースの広い間接税」とは「大型間接税」とイコールで結ばれよう。売上税は、「大型間接税」であるとするのが、至極当然の理解といえる。ところが、この「大型間接税」という言葉の定義のあいまいさを利用して、政府・中曾根内閣は、売上税は「大型間接税」ではないと強弁し、その創設は公約違反に当たらないとし

て いる。

中曾根総理の昨年の衆参同日選挙における

公約とは「国民が反対し、党員も反対するような大型間接税と称するものは、やる考えはない」というものである。ところが選挙後政府税制調査会で「新型間接税」が議論され、それは「大型間接税」ではないかと批判されるや、弁解がましく、国会において「大型間接税」の定義を持ち出し、「いわゆる大型間接税」というものは、多段階、包括的、網羅的、普遍的で、縦・横十文字に投網で全部ひきくる「相当の限定性」をもつたものはそれにあたらぬとして取ってしまうという意味のもの」とし、「相当の限定性」をもつたものはそれにはないとした。これは昨年一〇月二八日に政府税調が答申した「新型間接税」、とりわけ「新型間接税のうち最も望ましい」とされた「日本型付加価値税」を擁護するための発言であったが、売上税は「日本型付加価値税」の名称を変え、より具体化しただけのものである。なぜ「日本型付加価値税」と呼ぶかといえば、この種税金で最も一般的に知られ今回政府が手本にしたEC型付加価値税があるからで、それを多少修正したことから「日本型」としているのである。この多少修正をほどこした点に「相当の限定性をもつ」とされる点が含まれており、それが「大型間接税」ではないとされる理由なのである。

「日本型付加価値税」と呼ばうが、売上税と名付けようが、理論的に規定すればこの税金は多段階課税型の一般消費税である。つまり、取引の各段階で課税し、結局は最終消費者が負担する個別的な消費税ではなく課税範囲の広い消費税である。これにはEC型付加価値税は当然含まれるが、七九年に大平内閣時代に登場した「一般消費税（仮称）」や取引高税なども入る。売上税を検討する場合、これらは税金と比較してみることが最も適切である。しかし仕入れにかかる税額を控除する場合、税額控除票を利用するしかないか、インボイス（仕送り状）と税額票の違いはどこにあるかなどといった点も重要な比較検討の対象であろうが、「大型間接税」であるか否かを検討する場合、「相当の限定性」についてこの種の税、とくに付加価値税を代表するEC型付加価値税と比較すれば事足りる。

④ 増収規模（物品税等の廃止分との調整後の純計で二兆九千億円）が所得税や法人税の総額に比較し、かなり小さいこと（八六年度国・地方合計の当初予算で所得税二四兆円、法人税一兆円）。

① 対する反論  
免税者として予定される事業者は全体の八七%であるが、その取引金額は八%程度と極めて小さい。税収減が少ないと云ふことは、売上税の消費税としての本質、すなわち消費者に広く負担を求めるという本質に何ら変化がないということである。課税事業者の大幅な減少は、税務コストが大きく安上がりにすむことを意味し、その上税収はさほど減少しないのであるから財政当局にとっては大変都合がよい。しかしそれだけのことであつて「大型間接税」でなくなる理由にはならない。

また一億円以下というこの種の税金を採用している諸外国にはない高い免税点を設定し、売上税の特殊性を強調しても、免税

たため、課税分野の割合は家計の消費支出の四割程度となつてること。

③ 税率が五%と極めて低い水準であること（諸外国の標準税率は、フランス一八・六%、西ドイツ一四%、イギリス一五%であり、西

軽減税率は、フランス七%と五・五%、西

ドイツ七%）。

のものつ諸問題は共通である。納稅事務コストがかかるなく、税務調査を受けることも

ないという利点はあるが、免税業者は仕入れに含まれる税額を控除することはできないし、さらに深刻なのは税額票を発行することができないため、取引先の業者が免税業者を排除する可能性がある。免税業者が取引から排除されないよう課税業者の道を自ら選択したり、取引先から課税業者になるよう強要されたりする事例は多くなるであろうし、また中小業者の納稅事務負担を軽減し、課税業者になることを促進する簡易課税制度が導入されれば、免税を選択する事業者はますます少なくなろう。八七

%の事業者がそのまま免税事業者になることはまず考えられないことである。

## ②に対する反論

五一項目という範囲の広い非課税取引を設定し、課税分野の割合を家計の消費支出の四割程度としたというが、非課税品であったとしても、生産費、事務費、包装費、宣伝広告費、輸送費などは課税されている場合が多く、非課税品の価格にそれらの税負担が転嫁されるために、消費支出の四割が課税分野といふだけでも相当課税範囲は広いといえるが、実際の家計の税負担はさく關係がないものはほとんどないといえ

る。  
③に対する反論

歐州の現在の付加価値税の税率と比較して五%は低いというが、導入時の税率としては極めて高い。フランスが一九一七年に一般消費税（課税範囲の広い消費税の総称）を初めて導入した時の税率は二%であつた。ドイツが一九一六年に取引高税を導入した時は〇・一%であった。また日本でも戦前、三六年の売上税（取引税）案は〇・一%だつたが、国民の反対にあり、導入が見送られていることを考えれば、導入時の税率としては非常に高いといわざるをえない。

## ④に対する反論

二兆九千億円は物品税等の廃止分との調整後の純計であり、売上税の税収見込額は平年度で五兆円弱と公表されている。單一税目の新設で、これ程の税収を得たことはほとんどのない。所得税、法人税は單一税目とはいえない。また課税範囲の広い消費税（間接税）は一般消費税であり「大型間接税」であることから、勤労国民に対する大幅税の可能性はより拡大する。

今回の売上税の場合、「増減税同時同額」の建て前を前提に置いたとしても、法人税減税の財減を売上税によつておりそれだけみても大衆増税の非難を回避することはまったく不可能だといえる。さらに「増税なき財政再建」の破綻、八七年度末一五一兆円の国債の累積、そして防衛費の対GNP比一%枠の突破を見れば、売上税の創設は「財政再建」のための増税、軍備拡大のための増税に布石を見くも

まつたく妥当性をもたず「大型間接税」批判を回避する相当な理由にはなりえない。売上税はまぎれもなく「大型間接税」なのである。

## 二、売上税は勤労国民に負担を

### 増大させる

売上税は本質的にEC型付加価値税と同様に、多段階課税で課税範囲の広い消費税、すなわち一般消費税である。消費税とは直接納税者が事業者であつても、価格転嫁を通して最終的には消費者が税負担することを原則とする。このように直接納税者と実質税負担者が異なる間接税の場合、税痛感、税負担感

というのは希薄にならうが、それがためにかえつて税負担を容易に増大させることができることから、勤労国民に対する大幅税の可能性はより拡大する。

今回の売上税の場合、「増減税同時同額」の建て前を前提に置いたとしても、法人税減税の財減を売上税によつておりそれだけみても大衆増税の非難を回避することはまったく不

のであることは明らかである。

### 三、売上税は不況を加速させる

一般消費税はデフレ効果をもつとされる。すなわち価格の引き上げや、税負担回避のために消費者が消費を手控える動きを促進するのである。売上税もまた消費を冷え込ませる可能性が強い。この円高デフレの状況を見れば、売上税がデフレを促進する危険性は大きいといわなければならぬ。デフレの下では

価格転嫁の困難性が増え、そこで流通経路からの中事業者の排除が進み、流通がラジカルに合理化されよう。税の価格転嫁を容易ならしめるため、独禁法の運用の弾力化、価格協定規制の緩和の動きが出てきており、物価の大幅な上昇の心配もあるが、売上税のデフレ促進効果はより重大な問題である。またカルテルの強化にしても、そこから排除された事業者の淘汰の可能性は増え、流通の簡素化を促進することを見なければならない。

また売上税は、業種ごとの影響が極端に異なるため、経済構造を現在以上にいびつにする可能性がある。

### 四、非課税取引項目の拡大、高い免 税点は売上税の複雑性を助長する

自由民主党政務調査会・税制調査会は、昨年一二月二九日付で『税制改革Q & A』を発表した。今回の税制改革案について一〇三問

## 自民党の『税制改革のQ & A』に 対する一〇の緊急反論

日本社会党政策審議会

の設問を設定、自らそれに回答している。  
しかし、『Q & A』は、今回の税制改革案に対する国民の疑問、税制の専門家などから出

には例を見ない一億円という高い免税点を設けた。しかしこれもまた免税業者の排除の問題など複雑な問題を引き起こす原因となる。

このため、簡易課税制度、すなわち納稅事務負担を少なくするため「仕入税額控除」の手間を省き、販売額の一%（卸売業は〇・五%）の売上税を納稅し、税額票は販売額の五%で発行できる制度を創設し、免税業者が課税を受けている。だがこのため税が複雑になります。税務行政上、納稅上、取引上の混乱の増大が予想される。

また中小事業者の税負担力、経済力、実務能力を勘案し、こうした事業者を納稅義務者にとり込むことの困難性、そして何よりも「大型間接税」の批判をかわすために、欧州など

志賀 敬 || 政策審議会

されている問題点の指摘に對して真摯に回答しておらず、言い訳・強弁を重ね、自己の主張を正当化することにのみ執着している。

わが党は、国会における本格的論戦をひかえ、国民各階層と共同・連帶した全国的運動を進める中で、かかる居直りと開き直りの『Q & A』を看過することはできない。

したがつて、基本的事項について反論するとともに、自民党がわれわれの主張に誠実に耳を傾け回答することを期待する。

\* \* \* \* \*

### 〔反論1〕改革の目標・手順の決定的誤り (Q1～Q5、Q14)

1　自民党は、今回の改革案を「シャウプ勧告以来の抜本的改革」と自賛し、「国民の理解と信頼に裏付けられた望ましい税制を確立することが急務」とし、自案をあたかも国民の理解と信頼に基づくかのごとく言いくるめようとしているが、マル優をはじめとした少額貯蓄非課税制の廃止、売上税の創設などに象徴的なように、国民は今回の改革案を支持していないことは明らかである。

2　また、自民党は「一八〇時間の審議」を強調しているが、それは自民党内のそれこそ密室会議であり、納税者に新たな負担を

求めながら、何も公開しないに等しいものである。しかも、国民の理解と信頼を問うることは明白である。最も大切な税制に国民の信頼が得られないというのは、民主主義の大きな欠陥を意味している。

3

税制の改革は、不公平の一掃、歪みの徹底的は正から始めなければならない。自民党は、キャピタル・ゲイン課税の強化、租税特別措置の整理・合理化を行なっているし、また、売上税の創設は現行個別間接税の歪みを是正するためであり、少額貯蓄非課税制度の廃止も不公平のは正のためである、としている。しかし、キャピタル・ゲインなど資産課税の強化は不徹底であるし、特別措置についても同様である。売上税の創設は、個別間接税のは正には多少貢献したとしても、税負担の不公平を拡大するばかりか、流通を混乱させ、経済に重大な悪影響を与えることなどはない。利子に対する一律分離課税の導入は、高額所得者・資産家をのみ利するものであり、不公平を拡大するものであることはいうまでもない。

### 〔反論2〕売上税は大型間接税ではない、というのはウソ (Q49、Q50、Q70～Q72、Q74)

1　中曾根総理は、同日選挙の際、「国民が反対し、党員も反対するような大型間接税と称するものはやる考えはない」と公約し、大型間接税とは「多段階・包括的・網羅的、普遍的で、縦横十文字に投網で全部ひっくり返めて取ってしまう」ものであり、「相当の限定性」をもつたものは大型間接税にあたらない、としている。そして、(1)縦を「43項目非課税取引」(家計消費における課税分野が四割程度であり、食と住が非課税)とし、(2)横を「一億円以下非課税」(納税者が七九万人となり、全事業者の八七%が課税対象から除外)とし、また、(3)税率が五%と低水準であること、(4)消費者物価への影響額が一・六%程度であること、さらに、(5)二兆九千億円という売上税収入試算が所得課税二四兆円法人税課税一九兆円と比べ小さいこと、を「売上税の限定性」としている(大蔵省)。

2

しかし、(1)については、家計消費の四割がカバーされ、非課税項目も例えれば食の場合、包装や輸送課税されるなど、住の場合には、資材や管理・補修等に課税されることなどを考えればカバー率は高率であること、(2)については、売上税は消費税であり、税負担は基本的には国民全体にかかるとともに、直接納税者である事業者も非課税業者は税額控除票を発行できないため、取引

から疎外されたり、仕入に含まれている税額を価格に転嫁できないなどの影響を避けたため納税事業者の道を選択することが多くなり、納税事業者が拡大する（自民党は非課税事業者となると不利になるなら非課税事業者にならなければいい、といつてはいるが、これでは何のための免税点かわからぬ）。また、小売業者の場合、価格転嫁の条件は課税事業者と同じであるとしているが、市場支配力がまったく異なることは重大な相違点である）、また、八七%の事業者は非課税となるが、税収は九一・三%確保できること、③の税率については、あくまで立上りの話であること、④については、事業者がかかるか、価格にどの程度転嫁するのか、便乗値上げがどの位発生するか等根拠が必ずしも明らかでないこと、⑤については、増収額の積算根拠が明らかでなく、さらに、单一税目としてはシャウプ勧告以来最大規模の新税であることを見れば「限定性」はまったくのウソであり、売上税はまさしく大型間接税である。中曾根総理の公約違反は明らかであり、これを大型間接税と言わず何というのか。

### 〔反論3〕「庶民減税」のウソ（Q9）

1 所得減税は二・七兆円であるのに、法人

額を価格に転嫁できないなどの影響を避けたため納税事業者の道を選択することが多くなり、納税事業者が拡大する（自民党は非課税事業者となると不利になるなら非課税事業者にならなければいい、といつてはいるが、これでは何のための免税点かわからぬ）。また、小売業者の場合、価格転嫁の条件は課税事業者と同じであるとしているが、市場支配力がまったく異なることは重

税減税分も穴埋めするため、四・五兆円の大衆増税が実施される。これでどうして多くの国民に対する負担の軽減が可能なのか。法人税減税は個人に還元されるという途方もない方便を持ち出さないかぎり無理なのである。また、課税所得が一二〇万円一二〇〇万円（給与収入五一六〇〇万円で、給与所得者の三割強）に対しては、現在一四%の税率が一五%になる。庶民減税などありえない。

### 〔反論4〕金持ち優遇（Q7、Q8）

1 資産課税や総合課税の強化がおろそかにされ、利子に対する一律分離課税の導入（貯蓄九〇〇万円まで税金ゼロが、九万円程度に、一億円の貯蓄の場合三五%の分離課税で一七五万円ほどの税金が、一〇〇万円程度に）などはかえって不公平を拡大する分離課税推進の典型であり、そのうえ、累進税率が緩和されているため、金持ち優遇が一層進む。

2 法人税減税は、普通法人の場合は留保分を四三・三%から三七・五%に約六%引き下げるのに対し、中小法人の場合は留保分三一%を二八%に三%引き下げるという例でわかるところおり、大企業に大きな減税となつてている。

3 また、売上税についても一億円以下の売上の場合は非課税とされているが、実際は非課税業者が排除されるなどの弊害がある。

4 中小企業は、円高不況の波をかぶり深刻な経営状態にありながら、新たな負担増をもたらされ、淘汰されかねない。

### 〔反論5〕法人税減税は個人還元のウソ（Q8、Q36）

1 自民党は、法人税減税は企業の取引後の利益を増加させ、株の配当、賃金の引き上げ、価格の引き下げを通じて個人に還元されるという大蔵省の主張をそのまま受け入れ、税制改革の影響を誇大宣伝している。しかし、今まで政府税調は、法人税の負担転嫁については定説はないとしてきたし、今になつて大蔵省がこのようなことを言い出すのは、まったく意図が見え見えである。

第一、個人の株式保有率は三割にも満たないし、現在誰も認めるように、利益が増えれば企業は内部留保し、マネーベースに走るところが多いのである。配当を増やしたり、賃金を引き上げたり、製品価格を引き下げたりする割合は少ない。少なくとも利益の増加分のすべてが、それらに回されることは絶対にありえない。「架空の理論」

で国民を欺くことは絶対に許せない。

いる。

### 〔反論6〕温存された不公平、新しく作られた不公平

(Q3、Q5、Q6、Q28、Q43、Q44)

1 不正利用の責任を庶民に転嫁し、少額貯蓄非課税制度を撤廃し、一律分離課税を導入したこととは新たな不公平の拡大と断言できる。「不正利用のは是正」は限度管理リカード制導入が適当であり、庶民への増税は容認できない。

2 有価証券の譲渡益課税については、継続取引の基準が引き上げられることになったが、極めて緩やかなものであり、自民党自体「今後とも、段階的に課税強化を一層進めてまいりたい」と言い訳するに至つてゐる。各種引当金、受取配当、支払配当、外國税額控除などについても不十分な改革であり、土地譲渡課税も買い替え特例が縮減され、本来許されるべきでない「土地転がし」(二年以内の短期譲渡所得)への重課が創設されるに止まり、従来、取得一〇年以上を長期譲渡所得としていたのに対し、これを五年に緩和しているのである。売上税の創設による弊害はいうまでもなく、不公平は解消に向かっているどころか拡大して

### 〔反論7〕法人税減税について

(Q4)

1 法人税の減税は法人税制の枠内で実施するのが適当である。大衆増税でその財源をまかぬのはもつてのほかだ。

2 アメリカのレーガン税制改革の場合も、企業税制の抜け穴を一掃する措置をとり、その財源で法人税減税を行なっている。日本の場合には、それらにほとんど手を付けないで、大衆増税でまかなおうとしており、絶対に認められない。

### 〔反論8〕増税なき財政再建の崩壊、新たな増税の始まり

(Q12、Q55)

1 今日の深刻な円高不況、景気の後退、雇用不安の中で、大型間接税である売上税の導入を決定したことは、新しい増税時代の始まりを意味する。

### 〔反論10〕後退した地方税財源対策 (Q103)

した強引な国会運営で常に税率引き上げの危険性がつきまとう。EC諸国の場合も、付加価値税の税率を導入時に比べると大きく引き上げている。一五〇兆円を超える国債残高をみれば、大蔵省の意図は明らかである。実際に政府・自民党は、「施行日」のみの法案を国会に提出し、国会論議を封じ込める策動を開始しているのである。

### 〔反論9〕意味のない実額控除制度の導入、未解決なパート問題

(Q20、Q24)

1 今回導入された勤務費用の実額控除制度は、それが勤務費用と認められる範囲が狭いため、実質的意味はまったくない。また、パートに対するいわゆる激変緩和の措置は、減税額の問題が先行したため、まつたく不十分なものである。

2 売上税は財政当局にとって夢の税制といわれる。それは税収増を限りなく保障するものであり、広く薄い間接税という性格から担税感を希薄にさせ、税率引き上げについても、官僚の操作や与党の多数をテコと

と交付税目への算入も、地方税、交付税減収の補填の域をまったく出ないものであり、売上税の譲与、交付税目への算入を合

わせても現行交付税率三二%を割込み、地方財政の一般財源化率は六二年度をみても低下することになる。

3 しかも、地方財政構造が根底から変化を余儀無くされるのに地方団体の意見はまったくといつて良いほど聴取されていない。

4 加えて、税制改革と抱合せの形で三度、国庫補助金カットが行なわれようとしており、地域住民への行政サービスの総量は落ち込まざるをえない。

\* \* \* \*

年明けとともに始まつた国際為替市場の乱高下、とりわけ円相場の急騰はきわめて異常である。政府が昨年末に確定した一九八七年度予算案は、円相場の安定を前提に一六二円前後で予算編成が行なわれています。しかるに、その後、半月間に一〇円も円高になつていることは予算編成の前提が崩壊しかねないことを意味します。

今回の自民党税制改革案は、国民の理解と信頼を裏切る『税制大改悪』であり、一九八七年度は『増税元年』となろうとしている。中曾根総理は、反国民的な暴挙を推進しようとしており、わが党は断じてこれを許すわけにはいかない。

【Q&A】は、ウソとゴマカシの塊である。

一、為替相場における予算編成の前提が崩れた以上、来年度政府予算案について為替実勢と今後の相場見通しのもとに思い切った内需拡大策をはかる内容に予算案を見直すべきである。

右、申し入れる。

一九八七年一月一六日

日本社会党中央執行委員会  
委員長 土井 たか子

内閣総理大臣  
中曾根 康弘 殿

(註：(Q-) は自民党『Q&A』の問の番号です。)

一、円相場急騰が米国のドル不安に起因することにかんがみ、政府は毅然たる態度でレーベン政権にドル安定化の対策を求めるべきである。

記

資料

一九八七・一・一六

## 円相場急騰対策に関する申し入れ

## 編集後記

伊丹十三監督による『マルサの女』という映画が評判を呼んでいる。マルサとは<sup>監</sup>のこと、国税庁検査部を指す隠語である。国会は「売上税」の導入、マル優など少額貯蓄非課税制度の廃止をはじめ、中曾根税制改革をめぐって与野党が真っ向こうから対立し、巷では千数百万人が確定申告のために税務署通りに忙しい時期を選んでの上映である▼映画『マルサの女』は、女性の税務検査官と脱税の大ものとの死闘がテーマのドラマだ。伊丹監督のモチーフにはいつも感心させられるが、マルサは果たして『正義の味方』なのかどうか▼税制あるいは税務行政からみれば、この映画のマルサは税務検査権の一部を語っているにすぎない。税務検査権は大きく分けて三つに類型化できるが、一つは、更正・決定・賦課決定など課税処分を行うための調査、二つは、滞納金を徴収することを前提とする差押・公売など強制手続のための調査、三つは、脱税など国税犯則取締法にかかる犯則資料収集のための調査、である。この三つの類型は法律上の根柢も異なり厳密に区分されているのに、日常の税務調査では混同・乱用

が一般的で納税者の人権無視が目につく▼今回の一連の源泉分離課税を払いさえすれば、何千万、何億円の預金でも税務調査の対象にはならない。問題は「売上税」である。これまでの年一回の納税確定申告に加え「売上税」で年四回の納税義務が生ずる。税務署の立場からみれば、個別事業者の「売上税」納入を通じて事業内容のすべてが推計可能となり、所得税や法人税課税の適否を事前に掌握できる。まさに『打ち出の小槌』の「売上税」である▼党内の反乱や財界の「売上税」延期論を背に、中曾根首相は自民党税制改革推進全国会議で「私などどうなつてもいい。国家の方が大事だ。火中のクリを拾つてもやらせて下さい。身命をとしても軌道に乗せ、政治家の責任を果たしたい」と、大見栄を切つた。この決意表明は、党内の評判も高く、パンフやカセットテープで全国に流すといふ。だが、中曾根首相がどのように悲愴感をかき立てようとも事態は悪化するばかりである。税制の根本である納税者の「信頼と合意」を欠落させた税制改革であるからだ▼一年ばかり前に『自民党税制調査会』という本が出た。政府税調とは比較にならない実力をみせつけたものだが、こんどばかりは大蔵官僚の偏差値にやられ、その尻拭いを政府・自民党が担うハメにある。

(N)

### 政策資料 購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円(前納)

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821  
又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会  
委員長 伊藤茂  
編集委員 細谷治嘉  
五十嵐広三  
福間知之  
河上民雄  
糸久八重子  
松前仰  
高杉廸忠  
瀬尾忠博  
矢田部理  
清水勇  
田中恒利  
戸田菊雄  
中西績介  
村沢牧  
安恒良一  
志苦裕  
押田三郎  
佐間田勝美  
上野雄文

兼事務局長 渡辺博  
会計監査 佐藤敬治  
佐藤敬治 温井寛  
渡辺博  
瀬尾忠博  
矢田部理  
高杉廸忠  
戸田菊雄  
中西績介  
村沢牧  
安恒良一  
志苦裕  
押田三郎  
佐間田勝美  
上野雄文

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1987年3月1日発行

政策資料第246号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)

---